

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
県災害対策本部の体制と活動	行政	災害対策本部	地震発生～2か月程度	<p>■所掌業務の調整方法の未整理(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害規模が大きく、処理すべき事項も多岐にわたった。 ・担当部署がはっきりしていない案件について、関係部署間で情報共有ができていなかった。 ・分掌業務の調整方法が整理されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署が明確になっていない業務が多数発生し、その所管部局の調整が難航した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分野ごとに、関係各課が連携して対応できるような組織横断的なチームを作る等、あらかじめ想定されていない業務が発生した場合にでも柔軟に対応できるような災害時の対応組織体制を検討するとともに関連業務の窓口を一本化する。(例:物資担当、被災者救援担当、生活再建支援担当、広報担当) ・本部の各部を構成する部局等や職員が、平常時から災害時の対応について、検討や準備を行う仕組みの構築 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	災害対策本部	地震発生～2か月程度	<p>■災害時の所掌業務に対する想定への検討不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画や県災害対策本部規程で想定していない業務が多数発生した。 ・各部局等において、県災害対策本部の各部としての対応についての検討や準備が不足している面があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数箇所でも同じ案件を取り扱うなど、対応が混乱した場面が多く見られた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・本部規程の分掌事務の見直し(今回明らかとなった災害時の業務等) ・業務担当部署、窓口明確化のため、災害発生後早期に外部向け(県ホームページ)及び内部向け(庁内電子掲示板)に周知する具体的方策の検討 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	職員全般	地震発生～2か月程度	<p>■職員の意識(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時に対応するための職員の意識醸成が十分でなかった。 ・平時の感覚で災害対応に当たった面があった。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・想定し得ない業務が発生する事態に直面した場合に、所管業務に固執せず、柔軟な対応ができるよう、様々な事態を想定した訓練の実施 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部	地震発生～6か月程度	<p>■部署ごとの業務量の差(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常業務に関連する部局等に災害時業務を振り分けていることから、担当課ごとに業務量に差が出た。 ・庁内で災害対応に追われ疲弊する職員と、対応すべき業務のない職員との乖離や温度差が生じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数に比して業務量が膨大になった所属があったこと等、職員の適正配置が問題となった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時においても組織全体が迅速に効率的に機能するよう、業務量を勘案した業務分担の見直し(災害関係業務を持たない部署も含めた部署ごとの担当業務の見直し) ・あらかじめ、一般業務に優先してフェーズごとに実施すべき業務の洗出しの実施(事業継続計画(BCP)の策定) ・効率的な人員配置を実施するため、各部署の活動状況、活動見込みの把握(定時報告の実施) 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部	地震発生～6か月程度 <ul style="list-style-type: none"> ■庁内での職員配置の調整が困難(背景) ・発災からの経過時期により応援が必要な業務が変わることから、その変化に合わせて担当課への応援職員を配置したが、その調整が直前となったため、準備等に少なからず影響があった。 ・不慣れな業務を短期間でこなさなければならなかった。 ・県地域防災計画で行うこととされている業務について、担当が規定されている部署ではなく、臨時的に他の部署で対応する案件もあった。 ・災害関係業務の担当課であっても、発災後のフェーズによっては、短期的な人的支援の対応が可能な部署もあったが調整できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部署ごとに分掌業務の量に差があり、分掌業務が少ない部署における他の部署への応援方法が手探りであった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・フェーズごとの業務の変化に対応した柔軟な組織体制のあり方を検討、構築するとともに、効率的な人員配置を実施するため、各部署の活動状況、活動見込みを把握(定時報告の実施)できる仕組みの構築 ・知識、技術が必要な業務に関して、応援対応可能職員名簿の事前作成及び他自治体の同様の業務を行っている職員の派遣要請(例:空港事務所) ・県地域防災計画見直しに伴う災害対応業務や通常時とは異なる組織形態に対応した柔軟な組織運営のための訓練の実施 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部	地震発生～6か月程度 <ul style="list-style-type: none"> ■応援職員が担当する業務内容の未整理(背景) ・応援課は、突発的な要請にその都度応じていたため、計画的な体制がとれなかった。 ・業務ごとに職員を派遣したことから、組織として支援業務に取り組んだとは言い難く、効率的な支援という意味での課題があった。 ・業務量が膨大で、応援職員が配置されてもなお、十分に対応できなかった。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な災害業務の対応状況及び見込みの把握と、人員の効率的な配置を調整する仕組みの検討(担当の設置、権限の付与) ・広域支部、地方支部(又は現地災害対策本部)への初動応援職員の派遣のあり方の検討及び実施 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	一般行政職員	地震発生～6か月程度 <ul style="list-style-type: none"> ■震災対応以外の業務の選定(業務継続計画)(背景) ・各部署で災害発生時に、優先すべき業務の選定がなされていなかったため、通常業務の見直しがうまく進まなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末であったこともあり、どこまで通常業務をやめるかの調整が困難であった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画(BCP)の策定による大災害発生時に優先すべき業務の明確化 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	一般行政職員	地震発生～6か月程度 <ul style="list-style-type: none"> ■通常業務の担当職員が不足(背景) ・災害(応援)対応の業務が発生したため、マンパワーに不足が生じた。 ・本部支援室や他部署の応援に職員を出したため、所属としての本来業務支障が生じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災対応業務のほか通常業務により、膨大な業務を抱えた部署があった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・必要最小限の通常業務を遂行するための職員の効率的な配置計画の策定 ・通常業務における他の都道府県の応援のほか、職員OBの活用 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
県災害対策本部の体制と活動 精神的影響・こころのケア	行政	一般行政職員	地震発生～2か月程度 ■災害対応業務に伴う職員の健康管理の不足 (背景) ・業務量が急増した所属では目前の業務の処理に精一杯で、被災職員を気遣う配慮や余裕がなかった。 ・過酷な勤務条件に加え、慣れない業務である、具体的な目標がはっきりしない、職員間・所属間で業務量にばらつきがある等の不満があった。	・自らあるいは家族等が被災した職員もいたが、業務量が急増した所属等によっては、そうした職員への配慮が不足したり、人員不足等から業務への従事を優先せざるをえない状況があった。 ・所属や職員によって業務量に差が生じた。著しく多忙な職員がいた一方、待機待ちの職員もいた。 ・厳しい勤務条件などからストレスや不満をためる職員がいた。	—	・ケースバイケースとはいえ、被災職員が自らの応急対応を優先するか業務を優先するか等の判断基準や考え方をあらかじめ確認し所属での共有化 ・こまめな達成目標の設定・共有及び一丸となって業務に取り組む職場環境の醸成 ・災害対応が長期化した場合の職員の健康診断の実施、カウンセラーの配置	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	一般行政職員	地震発生～2か月程度 ■参集に対する職員の意識共有の不足 (背景) ・通勤ができなくなった場合の対応策が曖昧で所属によって判断、考え方が違っていた。	・公共交通機関の麻痺やガソリン不足等から通勤できない職員がおり、安否確認やその他対応の連絡に困った。 ・自家用車に相乗りして出勤した職員がいた一方、自宅待機の指示をした所属や、最寄り公所へ出勤した職員など対応がまちまちとなった。	—	・各部課と職員間の安否確認手段の確保、安否確認訓練の実施 ・本来の業務場所へ参集できない場合の対応方針を明確化 ・遠方に居住する職員等の参集先や、重要な拠点の近傍に居住する職員の参集ルールの事前検討、指揮監督者の明確化	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
人的・物的被害の集約	行政	県災害対策本部	地震発生～3か月程度 ■公表する情報の定義が組織間で未調整 (背景) ・死者数の計上及び公表値について、県及び警察では遺体収容場所ベース、市町村では住民登録ベースといったように、計上方法が異なっていた。 ・震災後3か月を経過した行方不明者の死亡届受理については、その受理件数の取扱い(新規受理が発生した場合、死者数に計上するのか、行方不明者から差し引くのか)について、各団体間で一元化されて	・県、市町村及び警察の間で、死者数、行方不明者数及び行方不明者死亡届受理数の計上方法及び公表数値に差異が生じ、混乱が生じた。 ・住民・報道機関からの問い合わせが多く寄せられた。	—	・県及び市町村の災害対策本部における被害情報の集計方法のルール化	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P79-80
広報活動	行政	広報担当者	地震発生～2か月程度 ■広報誌の発行 (背景) ・市政だよりの発行が印刷会社の被災によりできなくなった。	—	・各種情報はチラシなどで避難所に配布した。	・災害時に迅速な広報誌の発行が可能な仕組みを構築 ・デジタルデバインドにより情報弱者となりがちな高齢者などにも配慮して、被災者向けにできるだけ頻繁な、紙媒体による繰り返しの情報提供	災害の検証(長岡市) P22-24
広報活動	行政	広報担当職員	地震発生～2か月程度 ■膨大な情報の整理の遅れ (背景) ・本部発表の情報に加え、それ以外の情報が膨大にあり整理が困難であった。	・避難者に伝達すべき情報を、適切な時期に伝達できなかった。	—	・広報業務に従事する職員の増員が必要	災害の検証(長岡市) P22-24

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典	
遺体や行方不明者に関する処置	行政	災害対策本部	地震発生～3か月程度	<p>■長期間の遺体安置(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者や身元不明者が多数存在し、遺体が長期間安置される状態が生じた。 ・死者数、行方不明者数が多数であり、死者数の把握が困難であった。 ・遺体安置所等における配置員の配置転換による勤務員間の引継ぎ不足が生じた。 ・3か月が経過してもライフラインが全て整わない安置所もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3月に寺院や小中学校を遺体安置所として使用したが、閉鎖時の消毒・消臭作業等が問題となった。 ・警察官と市職員が薬品を使って作業したが、いろいろな薬品を使っても“死臭”は残ったままであった。 ・安置所に遺体を搬入する際に使用した毛布等の捨て場の確保、棺に入れるまでの毛布等の確保に苦慮した。 ・遺体・衣服のほとんどが泥まみれになっているため、泥を洗い流す必要があったが、断水のため川から水を汲んで作業しなければならず、かなりの時間を要した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の検視、身元確認及び火葬体制の確保 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102
生活資金の確保、義援金等の配分等	行政	相談窓口	地震発生後約1か月～3か月程度	<p>■被災者生活再建支援法による支援金及び県制度の支援金(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県制度の支援金について、各制度を正確に被災者に理解してもらうことが非常に困難であった。 ・国・県は被災日における居住の判断や世帯分離などについて具体的・明確な基準を示さず、市町村に判断がゆだねられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での相談・申請は一人1時間を越えることがほとんどであった。 ・判断に迷うケースが多く、住民への説明に非常に苦慮した。 ・申請者への説明や苦情対応に非常に多くの時間と労力を要した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法による支援策について、職員間で事前に整理しておき、できるだけ早く支援金が申請できるような体制を確保 	災害の検証(長岡市) P85-102
住宅再建	行政	相談窓口	地震発生後1か月～2か月	<p>■応急修理制度(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間アパート、仮設住宅の入居契約後に応急修理制度が示された。 ・締切期限が毎月変わった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・両者の併用はできないため入居契約のキャンセルが相次ぎ、大きな混乱が生じた。 ・市民を混乱させ、行政に対する不信感を抱かせた。 ・非常に多くの人員と労力を要した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・二者択一の制度については同時公開 	災害の検証(長岡市) P85-102
がれきの撤去	行政	災害対策本部	地震発生～3か月程度	<p>■津波によるがれきの撤去方針が不明(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の制度(災害救助法)では、除去対象となるがれきの種類が建物内のものに限定されたり、自衛隊による民有地のがれき撤去作業が想定されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地のがれきの撤去については、当初、岩手県地域防災計画に従い、災害救助法の適用を想定して進められたが、災害救助法の適用範囲が限定的で、住居内に流入した障害物の除去程度しか適用されないなど、津波災害による広域的ながれき撤去は対象外となることが判明し、環境省所管の災害等廃棄物処理事業への方針変換を余儀なくされた。 ・自衛隊では、がれきを動かすには(がれきの)所有者の承諾を必要とするため、どこにその所有者がいて、どれがその所有者のものなのかが分からないので、がれきを動かすことができず、撤去に支障が生じた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的ながれき撤去を想定したがれき撤去の実施体制、実施方法、重機、燃料等の確保等に係る検討 ・発災直後の道路啓開等の初期対応については、道路法等による管理行為ではなく、国・県・市町村の縦割りを越えた相互支援や緊急啓開路線の指定なども含め、災害救助法や地域防災計画への明確な位置付け 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P118-119

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
がれきの撤去	行政	災害対策本部	地震発生～3か月程度	<p>■膨大ながれき撤去に対応できる業者等の不足 (背景) ・がれき撤去に対応できる業者が、がれきの発生量に対して限定されており、処理件数が集中する結果</p>	<p>・住民からの被災家屋等の解体要望時期の連絡が業者に届かなかったことにより、トラブルが発生したほか、膨大な量のがれき撤去を一斉に行うことから、住民からの問合せも多く、対応に苦慮した</p>		<p>・広域的ながれき撤去を想定したがれき撤去の実施体制、実施方法、重機、燃料等の確保等に係る検討</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P118-119
がれきの撤去	行政	災害対策本部	地震発生～3か月程度	<p>■津波によるがれきの撤去方針が不明 (背景) ・海底のがれき撤去の調査、実施に必要な船舶や車両等の確保が想定されていなかった。</p>	<p>・海底のがれきの調査・作業に使用する特殊な船舶は数少なく、それを限られた時間で運行させることは困難が伴い、海象により作業ができない日も多く、漁業協同組合が予定していた施設の敷設スケジュールの変更を余儀なくされた ・漁港海域のがれき撤去のための船舶及びがれき運搬用のダンプ、トラック等の確保に</p>	—	<p>・広域的ながれき撤去を想定したがれき撤去の実施体制等の確保等に係る検討 ・業者が保有する船舶の能力や隻数を勘案した海底がれきの撤去方法の検討</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P118-119
がれきの撤去	行政	災害対策本部	地震発生～2か月程度	<p>■仮置場に適した空地等の不足 (背景) ・沿岸部では平地が少ないため、適地の確保が困難であった。 ・長期化に配慮した対応が十分でなかった。</p>	<p>・沿岸部のがれきについて、当初、市町村の計画で位置づけていた仮置き場の容量をはるかに超えるがれきが発生したため、仮置き場の確保が問題となった。 ・がれきの推計量の精度が十分ではなく、仮置き場の必要面積を過大に見積もっていたため、問題を大きくした。</p>	—	<p>・仮置場の広域的配置の検討 ・地震、水害、津波等災害の種類ごとに数ヶ所の仮置場候補地を選定のうえ、搬入される災害廃棄物の品目ごとの分別及び保管が可能となる仮置場内の区割り設定の実施</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P118-119
がれきの撤去	行政	災害対策本部	地震発生～3か月程度	<p>■がれきの処理 (背景) ・既存施設での処理量を超えたがれきの広域的な処理について、その実施体制、実施方法についての検討が十分には行われていなかった。 ・国の処理方針・補助要綱等が示されるのが遅れたため、がれきの処理等を進めるに当たり、制約条件となった。</p>	<p>・津波災害によるがれきの量が膨大であり、被災沿岸市町村内の中間処理施設及び最終処分場では、処理能力に不足が生じており、広域的な処理が必要であるが、原発事故等の事情により、十分な中間処理施設及び最終処分先の確保ができていない。 ・がれきの処理についての国の処理方針・補助事業の要綱等が明確に示されない中で、県としてどのような枠組みで撤去・処理を進め、被災市町村を支援していくのか調整・方針決定等に苦慮した(本庁内のみならず、各広域振興局内の連携、認識の共有、役割分担の明確化等が重要)。また、内陸市町村においても、国の補助事業の詳細がなかなか明らかにされず、内陸市町村が補助対象となるかの国の判断を待つ間、市民からの問合せ、苦情対応に追われたところもあった。</p>	—	<p>・国による災害廃棄物の広域処理のスキーム策定 ・災害廃棄物の処理に関する他自治体との協力体制の構築</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P118-119

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
仮設住宅	行政	災害対策本部	地震発生～6か月程度	<p>■大量の建設(用地選定、着工、作業日程等)に係る体制の確保が困難 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地選定に係る職員の知識が不足していた。 ・地震を想定した候補地選定となっていたため津波により候補地を消失した。 ・遠隔地の仮設住宅の入居者が決定せず、入居前のカビ発生に苦慮した。 ・建設候補地がヘリポート、がれき置場、学校の校庭等と競合した。 ・建設候補地のライフラインの復旧が遅延した。 ・間取りや完成予定時期等県からの情報提供が遅延した。 ・生活ニーズや家族構成と設計がミスマッチであった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・用地選定及び確保に時間を要したことによる着工遅延や、建築主体による住宅内容に格差が出る等の問題が生じた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・用地選定のノウハウに係る職員間での情報共有化 ・市町村ごとの仮設住宅建設候補地のリスト化(様々な災害を想定し、仮設住宅建設以外の業務との関係も考慮) ・建設の迅速化を考慮したライフライン復旧 ・市町村ニーズに沿った県からの積極的な情報提供 ・時代等に即した仮設住宅の規模、内容の見直し 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P122-123
仮設住宅	市民	被災者	地震発生後1か月～6か月程度	<p>■入居者決定に係る混乱 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者決定を抽選方式により実施した。 ・被災前の居住区や小中学校区等に基づく決定や、要援護者を優先した決定としたため、被災者から入居要件が見えず、誤解や不満が発生した。 ・入居事務のマンパワーが不足した。 ・入居に係る規制緩和策や優遇措置が後追いとなり事務が混乱した。 ・間取りが要因となり入居当日のキャンセルが発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者決定の方法に自治体間で差異があり、被災者に誤解や不満を抱かせることになった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地域事情に応じた入居決定方法の決定・提示 ・入居事務への派遣職員やボランティアの活用 ・入居決定時における住宅仕様の十分な説明の実施 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P122-123
仮設住宅	市民	入居者	入居後～現在	<p>■住宅確保に係る多数の苦情 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設場所の環境(買物不便等)や住宅仕様(虫、湿気、結露、カビ等)が劣悪であった ・長期間未利用であった公営住宅等の修繕に時間を要した ・特定の団体の建設した仮設住宅の不具合が多発した ・公募型住宅の仕様(建具、設備等)に格差があった 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設場所の環境や品質に違いがあり、また、住宅の不具合の多発により、入居者から相当数の苦情が寄せられたところがあった 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・入居後の生活環境を考慮した建設場所の選定 ・完成検査の徹底 ・仮設住宅に関する苦情等への対応窓口設置 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P122-123

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
仮設住宅	市民	入居者	入居後～現在	<p>■入居後の課題(コミュニティ構築、サポート体制等)への対応(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者決定を抽選方式により実施した。 ・自治組織が未構築となっている団地があった。 ・民間賃貸住宅の仮設住宅扱い制度が後発でスタートしたことにより空室が増加した。 ・集会所やサポート施設が未設置となっている団地があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者決定を抽選で実施したところでは、入居者間のつながりが希薄でコミュニティ確立の弊害となり、被災者の安全確保等が困難となっている。 ・外部からの入居者に関する問合せに対し、個人情報保護の観点から対応に苦慮している。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・入居後のコミュニティ構築に配慮した入居者決定方法の検討 ・自治組織未設置の団地に対する行政等の積極的関与による住民意識啓発 ・集会所等に団地内で共同利用できる空家の有効活用 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P122-123
仮設住宅精神的影響・こころのケア	市民	入居者の自治組織	入居後～現在	<p>■入居者の孤立や孤立死(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災のときに問題となった仮設住宅での孤独死が起きる懸念があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災前の人と人とのつながりが切れたり、生活環境の変化や被災による心理的ストレス等により、入居者の孤独死や自殺につながる恐れがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政とともに「安心見守り協働事業」に取り組み、各戸を訪問して体調や困りごとなどを伺い、問題の把握と解決への支援を行った。 ・仮設住宅の入居者による自治組織(町内会)を発足させ、市と協力して各戸の見回りを行った。 ・荒浜にあったももとの地域のつながりを生かしつつ、他地域からの住民とも交流を深めるため、NPOやボランティア団体の協力を得ながら、健康づくり教室や秋まつり、芋煮会などのさまざまなイベントを開催した。 ・住民の意向を行政に伝えるため、意識調査を行い、要望を取りまとめるなどした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者見守り体制の構築 ・住民同士のつながりを築き、互いに信頼して助け合い、安心して暮らせるコミュニティ作り 	東日本大震災1年の記録 ともに、前へ 仙台 H24.3 仙台市 P5-6
仮設住宅	行政	仙台市職員	入居後～現在	<p>■多数の民間賃貸住宅へ入居した被災者への支援(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレハブ仮設住宅と異なり、応急仮設住宅扱いの借上げ民間賃貸住宅は市内各所に点在していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居する被災者の生活実態や支援ニーズを行政側が把握しづらく、細やかな情報提供も困難だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市は職員による戸別訪問調査を実施。調査は、借上げ民間賃貸住宅入居世帯のうち震災当日時点で津波浸水地域に居住していた1843世帯を対象として行われた。 ・全庁各局から延べ480人の職員が2人1組で各戸を訪問し、事前に送付した調査票を基に聞き取り調査を行った。 ・高齢の方の独居世帯や健康面での支援が必要と判断された世帯には、あらためて区役所の保健師が訪問するなどした。 ・入居者の孤立化を防ぎ、生活支援情報を入手しやすいよう「復興定期便」を毎月送付するなど、合成からの情報提供手段の多様化にも努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者訪問調査によるニーズの聞き取りと、ニーズに対するきめ細やかな対応 ・さまざまな被災者・避難者に対する行政からの情報提供手段の多様化 	東日本大震災1年の記録 ともに、前へ 仙台 H24.3 仙台市 P39
避難所精神的影響・こころのケア	行政	被災自治体及び宿泊施設	仮設住宅入居前	<p>■避難者の心身負担(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所での集団生活等に伴うストレスが課題となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・慣れない避難所に避難している避難者への心身負担が増大し、体調を崩す等の不調を起こすものも出てきていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県は、東日本大震災で被災した沿岸部の住民数千人を対象に、仮設住宅が完成するまでの2～3か月間、内陸部の宿泊施設へ移送し、「個室で」心身を休めていただく措置を取った。 ・9,500人まで対応可能、盛岡・花巻・奥州など内陸部19市町村で120施設3,050室を確保。宿泊費は県が全額負担した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所におけるプライバシーの確保 ・ホテルや旅館等の宿泊施設との二次避難所としての協力確保 	東日本大震災全記録—被災地からの報告— H23.8 河北新報社 P128

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
避難行動	行政	災害対策本部	地震発生後3週間～2か月	<p>■安否確認の困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南三陸町では町役場や防災対策庁舎が津波で流出し、役場機能がほぼ完全に失われていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町の全人口17,500人に対し、7,500人の避難は確認したものの、「1万人安否不明」の数字が独り歩きし、情報が錯綜した。 ・指定避難所以外の山間部の親類宅に避難したものが多く、安否確認は難航を極めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅や親類宅にいる町民ら全町民を対象に避難者台帳の提出を呼びかけた。 ・町外へ脱出するなどして連絡が難しい場合は、電話や行政区長を通じて確認を取った。 ・その後、町民16,382名の生存を確認。死亡、行方不明は862人、安否不明者は426名まで減った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機能のリスク分散 ・指定避難所以外へ避難した場合の安否確認についての住民への周知 	東日本大震災全記録―被災地からの報告― H23.8 河北新報社 P171
燃料不足対応	市民行政	被災者支援者行政職員・自衛隊	地震発生～2か月	<p>■ガソリン・燃料不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太平洋沿岸の石油関連施設が被災し、タンクローリーも多数流失した。 ・鉄路や道路が寸断され、ガソリンを運ぶことができず、ガソリンの供給能力が著しく低下した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災から5日後に一般車両向けに営業しているガソリンスタンドは、東北6県の3,866店中186店だけで、全体のわずか5%だった。うち、宮城県は4店、岩手県は11店、福島県は26店。 ・ガソリンを求め、各地のスタンドには車の長い列ができ、ドライバーは給油まで何時間も待たされた。 ・緊急車両は優先的に給油できたものの、台数が多くて供給が追いつかない。救援物資を輸送するトラックや、がれきの撤去に使う重機、排水作業を行うポンプなどが燃料不足で稼働できないなど、復旧作業にも大きな支障がでた。 ・暖房用の灯油や非常電源用の重油が足りず、医療現場などでは厳しい状態が続いた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省は3月17日、西日本からの燃料調達を柱とする緊急調達体制を発表。 ・灯油などのドラム缶4,000本を自衛隊が搬入、石油連盟による灯軽油無償提供2,000本を供給、病院など1,460件の要請に対し、1.6万キロリットルを搬送するなど、東北の需要量確保に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時のための燃料確保・輸送・優先確保等体制の構築 ・民間企業(石油・燃料関係事業者、宅配事業者等)との協定の締結 	東日本大震災全記録―被災地からの報告― H23.8 河北新報社 P209
ボランティア	市民	被災者	地震発生後2週間～3か月	<p>■津波による泥の片付け(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災では巨大な津波で街が破壊され、廃墟と化した街に膨大ながれきや泥が残った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・泥は津波で流れたごみや油分を含んで重く、いりこんだ泥を撤去するのはお年寄りには重労働であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国からボランティアが駆け付け、人海戦術で泥かきを行った。また、国際災害ボランティア団体等、海外からも多くの支援者が駆け付け、がれきの撤去を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア派遣体制の構築 ・ボランティアコーディネーターの育成 ・受援力の養成 	東日本大震災全記録―被災地からの報告― H23.8 河北新報社 P244
避難所	市民	避難者	地震発生～2か月	<p>■避難によるコミュニティの分断(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手・宮城内陸地震の一関市の野原地区等では、道路寸断で地区が孤立し、土砂崩れの恐れから立ち入り禁止の警戒区域に指定されたが、住民から「集落の仲間と一緒にいたい」との要望が出ていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災により小学校に避難したり親類宅に避難するものもあり、避難によりもともとの地域のコミュニティが分断されてしまうことが懸念された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手・宮城内陸地震において、一関市祭時地区の住民等は、廃校になった旧山谷小学校を利用した厳美公民館山谷分館を改築して避難所とし、旧教室などに合板などで世帯ごとの仕切りを作り、10世帯35人(入居時)が、道路復旧など今後の暮らしの見通しが付くまでの共同生活を送った。 ・畳を敷いた部屋や旧給食室を使った調理室などがあり、仮設住宅を建設するよりも手早く入居できるメリットがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難が長期化する場合のコミュニティが分断されない避難所の工夫(小部屋がある等生活環境の良好な施設の利用等) 	地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告[地震対応の事例集] 中央防災会議 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 平成24年3月 3-2

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典	
避難所 妊婦・乳幼児への対応 災害時要 援護者対応	行政	県・市町村職員	地震発生～2か月	<p>■避難所や支援者宿泊施設の不足(背景)</p> <p>・災害時は、行政が供給する対策資源が十分でない実情がある。</p>	<p>・行政の避難所ではひとり分のスペースが少なく、避難者が十分に休息をとれない場合があることが想定される。</p> <p>・体育館など避難所での生活が困難な高齢者(65歳以上)や障がい者と付添人、乳幼児とその家族、妊産婦らが、避難生活において多大なストレスを抱えることが懸念される。</p>	<p>・新潟県では、新潟県中越地震において、避難生活をされている高齢者、障がい者等を対象に、旅館やホテル等を借り上げて災害救助法に基づく避難場所として受け入れを行った。</p> <p>・輪島市街地の輪島ルートインは、ボランティア等、外部からの宿泊に対応するとともに、地域住民へ風呂を解放した。輪島市門前町の公営宿泊施設ビューサンセットも、避難所や対策本部など被災者対応の施設として利用された。</p> <p>・新潟県中越沖地震において、新潟県は旅館及びホテルを借り上げ、避難生活が必要となった要援護者に対して一時宿泊施設として提供した。</p>	<p>・ホテル・旅館等宿泊施設の避難場所としての利用</p> <p>・災害時の利用を見据えた協定の締結</p>	<p>地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告[地震対応の事例集] 中央防災会議 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 平成24年3月 3-3</p>
食糧・物資の不足及び確保	行政	県・市町村職員	地震発生～2か月	<p>■支援物資配送の混乱(背景)</p> <p>・災害時は大量の支援物資が被災地に届き、担当の行政職員だけでは対応に困難が生じる。</p>	<p>・新潟県中越地震では、支援物資の荷卸しや配送の手配に困難を極めていた。</p> <p>・荷受を市役所裏車庫で行っており保管スペース等が足りないこと、そのため収容不可能となった物資は別の複数の倉庫へ緊急的に収容しており、在庫管理が十分に実施できていないこと、また、避難所への配送にも支障が生じていた。</p>	<p>・新潟県と柏崎市では、事前の新潟県トラック協会との災害時物流専門家派遣の協定をもとに、調整のうえ柏崎市救援物資等配送センター(以下、配送センター)を設置(平成19年7月20日～8月31日)。物流専門家などが常在し、各避難所への食料及び生活必需品等の救援物資に係る情報を集約するとともに、物資を荷受・集積した倉庫の在庫管理や、市役所裏車庫における避難所への物資の仕分け・配送の業務管理などの運営を行なう等、組織的に物資の輸配業務を管理した。</p>	<p>・民間の専門企業との連携による組織的体制の構築</p> <p>・緊急物資一元管理・配送システムの構築</p>	<p>地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告[地震対応の事例集] 中央防災会議 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 平成24年3月 3-4</p>
食糧・物資の不足及び確保	行政	県・市町村職員	地震発生～2か月	<p>■支援物資配送の混乱(背景)</p> <p>・災害時は大量の支援物資が被災地に届き、担当の行政職員だけでは対応に困難が生じる。</p>	<p>・新潟中越地震の際、全国から山のように届いた支援物資の対応のために多くの職員が動員され、他の対策に手が回らなかったという事例が発生していた。</p>	<p>・岩手・宮城内陸地震において、奥州市では、新潟県中越地震の教訓から、発災当初から必要なもの以外の物資は全て辞退(原則として個人からの物資は全て辞退)し、岩手県のホームページで募集しないことを周知した。</p> <p>・また、物資の受入れについて、申し出を受けた段階で帳簿(エクセルシート)を作成し、一元管理。総合支所単位でも帳簿をLANで閲覧できるようにし、個別に要・不要の判断を行った。また、総合支所単位で直接申し出先に連絡を取り、物資を調達可能とした。結果として、計画的に受け入れることが可能となり、受け入れ場所の選定や場所、人員の確保に苦慮することはなく、災害対策本部事務局の負担を軽減することができた。</p>	<p>・物資を原則受け入れないことのホームページでの周知</p> <p>・受入れ物資の管理と共有</p>	<p>地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告[地震対応の事例集] 中央防災会議 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 平成24年3月 3-8</p>

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
食糧・物資の不足及び確保	行政	県・市町村職員	地震発生～2か月	<p>■支援物資受入れの困難(背景)</p> <p>・災害時は大量の支援物資が被災地に届き、担当の行政職員だけでは対応に困難が生じる。</p>	<p>・石川県では、1997年の日本海の重油災害の際、救援物資で自治体が混乱。「物資ニーズは、いったん県で把握し、必要なものが市町に届くようにする方が、混乱が少ない。」ということを経験していた。</p>	<p>・能登半島地震において、石川県では、平成9年のナホトカ号重油流出事故を経験して持っていた意識から、直接支援物資を送らないようホームページで呼び掛ける一方、インターネットやFAXを活用した、窓口を一元化した仲介方式による支援物資受け付け方法を採用。被災地と物資の提供者を仲介することで善意のミスマッチを防ぎ、それぞれの被災地に、本当に必要なものを必要な分だけ送ることを可能にした。この支援物資の仲介方式の導入や調整窓口の一元化が、ムダな保管スペースや人員確保を回避できるとともに、不要物資の発生も抑えられるなど、効果的な提供に繋がった。</p>	<p>・インターネットを活用した救援物資受付システムの構築</p> <p>・窓口を一元化</p>	<p>地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告[地震対応の事例集] 中央防災会議 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 平成24年3月 3-10</p>
避難所	市民	避難者	地震発生～2か月	<p>■避難所でのプライバシーへの配慮(背景)</p> <p>・避難所生活は、長期間に及ぶと、自分たち家族以外の被災者や被災地救援のために駆けつける行政の職員、ボランティア等初対面の人たちが大勢いるため、周囲の視線が気になってくる。</p>	<p>・避難所生活が長期化すると、自分の生活をさらけ出すことが大変な苦痛となり、猛烈なストレスが体調を崩す原因となることもある</p>	<p>・福岡西方沖地震では避難所となった九電記念体育館に、プライバシーの確保を目的として間仕切りを設置した。</p> <p>・多くの人が集まる避難所では、人目を気にせずに着替えや授乳をすることができる個室を確保するか、周囲からの視線を遮ることのできる高さの間仕切り等で隔離した空間を確保する等、配慮が求められる。</p>	<p>・避難所におけるプライバシーの確保</p>	<p>地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告[地震対応の事例集] 中央防災会議 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 平成24年3月 3-14</p>
災害時要援護者対応	市民	災害時要援護者	地震発生～2か月	<p>■福祉避難所開設の必要性(背景)</p> <p>・新潟県では、平成16年の新潟県中越地震の発生時に、小千谷市の総合体育館に設けられた別室スペース、ケアハウスが、災害時要援護者のための福祉避難所として、必要性に後押しされる形で設置されている。しかし、これらは災害救助法に基づく正式なものではなかった。</p>	<p>・高齢化問題が進む地方都市では、おむつや食事内容、また介護等が必要な災害時要援護者に対し、他の避難者と同様の支援では、配慮に欠けるといえる。</p>	<p>・新潟県中越地震の経験を踏まえ、新潟県中越沖地震では、発災時以降、積極的に福祉避難所の設置を呼びかけ、結果的に、柏崎小学校は空き教室を利用したコミュニティホームの部屋及び音楽室を、高校はセミナーハウスを、特養やデイサービスセンターは空きスペースを福祉避難所として利用し、全9箇所の福祉避難所が設置された。</p>	<p>・福祉避難所を設置</p>	<p>地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告[地震対応の事例集] 中央防災会議 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 平成24年3月 4-1</p>
医療活動	市民	避難者災害時要援護者	地震発生後1か月～6か月程度	<p>■生活不活発病の発生(背景)</p> <p>・地震後の避難所生活は運動不足になりがちであり、日常的な活動の機会が減少することから、高齢者等の生活不活発病(廃用症候群)による生活機能の低下が懸念されている。</p>	<p>・新潟県中越地震の際、非要介護認定者の約3割に災害後に歩行困難が生じ、そのうち4割弱(全体の1割強)の人の生活機能が6か月後にも回復していなかったという実態がある。</p>	<p>・石川県は、地震発生後、医療の専門家からなる健康管理チームを避難所に常駐させ、避難住民の健康チェック、健康相談、感染症予防対策、エコノミークラス症候群予防対策、生活不活発病予防対策など、24時間体制で避難住民の健康管理活動を実施した。</p> <p>・岩手・宮城内陸地震では、被災した高齢者の方々を対象として、生活不活発病の周知やチェックリストの配布等が実施された。</p>	<p>・生活不活発病予防の取組のための専門家の派遣やチェックリストの配布</p>	<p>地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告[地震対応の事例集] 中央防災会議 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 平成24年3月 4-3</p>

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
広報活動	市民	災害時 要援護者	地震発生～2か月	<p>■情報弱者への情報提供(背景)</p> <p>・避難所には様々な人が集まるため、被災者に対する情報発信においては、各人の状況に合わせた手段を用意する必要がある。</p>	<p>・災害時の情報提供では、健常者と同一の手段では情報を取得するのが困難な方もおり、情報弱者が発生し、他の被災者と同様の命に関する情報や支援・サービスを受けられない人が出てくる懸念される。</p>	<p>・新潟中越地震では、避難生活の長期化した12箇所の避難所に、文字多重放送を利用した「見えるラジオ」を使っての生活関連情報の提供なども実施された。</p> <p>・また、震災東京FM等、全国FM放送協議会加盟社38社において、災害情報を文字により視覚的に表示し、提供するための電子掲示板(FM文字多重放送サービス「パパラビジョン」及び、「パパラジコム」)受信端末を避難所27か所に無償設置。情報はFM-NIIGATAおよび、臨時災害FM局「ながおかさいがいFM」のFM多重放送を利用し</p>	<p>・耳だけでなく、目で情報を取得することのできる情報提供手段の確保</p>	<p>地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告[地震対応の事例集] 中央防災会議 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 平成24年3月 4-6</p>
ボランティア	市民	被災者 ボランティア	地震発生後1週間～2か月	<p>■地域と災害ボランティアの関わり(背景)</p> <p>・全国から集まる災害ボランティアは、被害状況はもちろん、被災地の地理や習慣等の特性・地域性に関する知識が十分でないことがある。</p>	<p>・全国から集まった災害ボランティアに対し、地域の人ボランティアを拒絶したり、被災地の知識がないせいでトラブルが発生してしまうことがある。</p>	<p>・新潟県中越地震の際、山古志村では、全村避難の中、村(災害対策本部)や自治会が災害ボランティアと十分にコミュニケーションを図りながら信頼関係を構築し、災害ボランティアからの支援の受け入れ方を協議。避難所では避難所運営の支援、仮設住宅への引っ越し、仮設住宅への見学会などを、自治会を中心として支援したが、住民からの要望を受け、仮設住宅入居後は災害ボランティアセンター内で足湯やサロン活動、イベントを開催するなど、被災者が受け身がちにならないよう活動内容を変化させた。</p>	<p>・自治会や地域と災害ボランティアとの連携</p>	<p>地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告[地震対応の事例集] 中央防災会議 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 平成24年3月 7-2</p>
復興まちづくり	市民 行政	被災者 市町村職員	地震発生～2か月	<p>■壊滅的な被災地域の復興(背景)</p> <p>・福岡県西方沖地震において玄界島の集落は壊滅的な被害を受けており、島の復興には島民の団結と迅速な決断が必要不可欠であった。</p>	<p>・復興までに長い年月がかかり、住民が地域を離れてしまう等の懸念があった。</p>	<p>・福岡県西方沖地震では、玄界島の復興に向けて島民で組織する「玄界島復興対策検討委員会(委員13名)」を発足させ、復興委員会主体で福岡市とともに復興について話し合いを行い、たった1日での斜面地の一体的整備決定、震災から10か月での復興計画決定、3年間で復興完了、と異例の早さで進めることができた。</p>	<p>・復興に向けた住民と自治体の体制作り</p>	<p>地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告[地震対応の事例集] 中央防災会議 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 平成24年3月 9-1</p>
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民 行政	被災者 県、市町村職員	地震発生～2か月	<p>■義援金の配分(背景)</p> <p>・岩手県沿岸北部地震は、日本赤十字社において義援金募集を行わなかった災害であった。</p>	<p>・岩手県沿岸北部地震で人的被害、家屋被害を受けた人に対して、十分な支援が行えない可能性があった。</p>	<p>・岩手県は、同じ県内で近接して発生した地震災害であるとして、岩手・宮城内陸地震と同様の水準で、岩手・宮城内陸地震で募集した義援金を岩手県沿岸北部地震の人的被害、家屋被害に対して配分した。</p>	<p>・義援金の「迅速性」「透明性」「公平性」を担保した中での有効活用</p>	<p>地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告[地震対応の事例集] 中央防災会議 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 平成24年3月 9-2</p>

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
避難所	行政 市民	避難所 管理者	地震発 生後4週 間～6か 月	<p>■避難所長期化による管理運営体制の弱体化 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧などもあって避難者は徐々に減少し、自主的な管理運営体制も、弱体化していった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災2週間頃から勤めに出ていく人が出はじめ、避難所の運営・管理は徐々に手薄になった。 ・4月に入ると、大勢のボランティアが引き揚げ、避難所の管理運営体制に大きな影響が生じた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等への避難所運営への参加・協力の呼びかけ ・避難所への自治体職員の派遣 	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 3-01.避難 所解消と応急住宅 の提供
避難所	行政 市民	避難所 管理者	地震発 生後4週 間～6か 月	<p>■ボランティアへの依存 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営がボランティアにまかせきりになった避難所もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「援助する者とされる者という関係の長期固定化」が進み、避難所運営がボランティアにまかせきりになった避難所では、被災者の自立が遅れる傾向があった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ派遣されるボランティアへの、過度な援助についての注意・お願い ・自治会等への地域コミュニティ再建と、各避難者への避難所内での役割の付与による自立の促進 	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 3-01.避難 所解消と応急住宅 の提供
避難所	市民	学校関 係者	地震発 生後4週 間～6か 月	<p>■学校避難所での教職員の負担増大 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市では3か月程度で、避難者との共存という形であったものの、ほぼ授業は正常化していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この間、避難所の運営もあって、教職員への負担は大きかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・学校避難所への優先的な職員・ボランティアの派遣 ・地域自治会、PTAへの協力をお願い 	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 3-01.避難 所解消と応急住宅 の提供
避難所	行政 市民	市町村 職員 避難所 管理者	地震発 生後4週 間～6か 月	<p>■避難所長期化に伴う柔軟な対応変化の必要 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所での生活が長期化するのに伴い、被災者の生活の場としての環境確保手法の変化が求められた 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の寒さ対策に代わり、梅雨・暑さ対策が必要となった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに合った避難所環境保全・衛生管理の実施・運営主体への呼びかけ 	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 3-01.避難 所解消と応急住宅 の提供
避難所	行政 市民	市町村 職員 避難所 管理者	地震発 生後4週 間～6か 月	<p>■避難所の解消ができない (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所を出られない被災者には、さまざまな理由があった。仮設は不便等のマスコミ報道もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所を出られない理由として、「家財の管理」、職業・学校など「生活基盤への固執」「応急仮設住宅の立地・広さの問題」「経済的理由」「健康・通院・介護の問題」等があげられた。 ・マスコミが「仮設住宅は不便」と不人気をあおりたて、避難所解消の妨げになったとの声も聞かれた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の長期化や地域外避難などの課題は、住宅再建対策と併せた戦略的な位置付けで対策に取り組むことが必要 	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 3-01.避難 所解消と応急住宅 の提供
避難所	行政	市町村 職員	地震発 生後4週 間～6か 月	<p>■避難所統廃合の困難 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者数の減少と比較すると、避難所数の減少は緩慢だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市内の待機所は97年3月に廃止されたが、個別の事情により、公園等の旧避難所とともに、なおも避難生活を続ける被災者が残留した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者数が一定数に達した場合に避難所の統廃合を行うことの事前周知 ・統廃合先の避難所についての広報、支援等の確保 	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 3-01.避難 所解消と応急住宅 の提供

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
復興まちづくり	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■避難所等に使用された公園・空地の復興	・避難、仮設住宅、ガレキ置き場等の用地として様々に活用された公園の復興には、長い時間を要した。	—	・公園、空地等をやむを得ず利用する場合は利用期限やその後の対応(避難者の移動先の提案等)を計画的に実施	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-01.避難所解消と応急住宅の提供
住宅再建	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	■公営住宅の一時提供(背景) ・全国から約3万戸の公営住宅、住都公団、雇用促進事業団からの空き家の「一時入居住宅(家賃無料)」の提供申し出があった。	・公営住宅等の一時提供については、入居期間が原則6か月と仮設住宅の2年に比べて短かく、提供された住宅には手入れが必要な住宅や浴槽のない物件もあり、辞退する人も出た。 ・高齢者・障がい者への配慮に欠けていたとの指摘もある。	・高齢者、障がい者等を対象に、賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げる措置がとられ、139世帯が入居した。6か月の提供としていたが、住宅の確保の目途がたたない世帯については延長された。	・公営住宅一時提供に係る規定の柔軟対応	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-01.避難所解消と応急住宅の提供
県災害対策本部の体制と活動	行政	県・市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■災害救助に係る自治体間の調整(背景) ・兵庫県では、災害救助については市町長に委任されていたが、「広域にわたるもの」に限り知事が実施することになった。	・被災実態をよりよく把握し、被災者の意思や要求を取り入れやすい各市町長が実施機関となるべき、とする意見も聞かれた。	—	・県と市町村の災害救助における事前の役割分担の検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-01.避難所解消と応急住宅の提供
仮設住宅	行政	県・市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■仮設住宅建設を巡った行政内の役割分担	・大量の仮設住宅建設をめぐって、費用を始めとして国・兵庫県・市町の役割分担の調整が必要となった。 ・応急仮設住宅の建設・供与についての具体的な指針がなく、様々な調整が必要となり、制度のあいまいさを問題とする指摘もあった。 ・市外に設置された仮設住宅への対処についても自治体間の連携が必要となった。	・応急仮設住宅の管理費は、復興基金によって手当てされることとなり、また、負担が明確でなかった撤去費用については国が措置することとなった。	・応急仮設住宅の用地費の、災害救助法対象化	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-01.避難所解消と応急住宅の提供
仮設住宅	行政	県・市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■仮設住宅必要戸数の把握	・仮設住宅の建設にあたって、現実の必要戸数の把握は難しかった。	・兵庫県では、避難所の被災者数、パトロール隊の聞き取り調査などから、推定必要戸数を約6万戸と試算。3万戸は公団・公営住宅の空き家で対応可能として、3万戸の建設が必要と想定した。 ・神戸市では、倒壊家屋や避難者数の調査等から、1月29日に兵庫県に対して3万5千戸の仮設住宅の建設を要請した。	・「仮住まい」という都市復旧の移行過程をどのように計画し、マネージメントするか、といった総合的な計画論を事前に検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-01.避難所解消と応急住宅の提供
仮設住宅	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■応急仮設用住宅建設のための土地の確保	・被災地域では、応急仮設住宅の建設用地が不足した。上下水道等の基盤整備が前提であったほか、周辺住民からの反対もあった。	・既成市街地での用地確保が難しく、郊外や県・市外にも立地せざるを得なかった。神戸市では、建設戸数の約79%は市有地等公有地で、その他約21%は民間事業者、住宅・都市整備公団(当時)、国鉄清算事業団(当時)からの無償提供となった。	・事前の応急仮設住宅建設用地の指定と、地域住民への協力をお願い	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-01.避難所解消と応急住宅の提供

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
仮設住宅	行政 市民	市町村 職員 被災者	地震発生後4週間～6か月 ■仮設住宅建設の遅れ (背景) ・兵庫県は(社)プレハブ建築協会に協力を要請。各住宅メーカーは住宅・都市整備公団(当時)の応援を得てプランの作成と組織化を進めた。 ・海外からの輸入住宅も供与された。しかし、数多くの輸入規制があり、その調整が緊急を要する仮設住宅の建設に障害となった。 ・神戸市では、仮設住宅建設には時間がかかることから市独自でテナハウスを「簡易避難所」として建設し1月末から設置。しかし、厚生省の基準に合わないとして約3か月で撤去された。	・供給スケジュールに対して、大工の不足による内装工事の遅れが問題となった。 ・仮設住宅への入居は、4月1日時点でも10,308戸に留まった。こうした状況から、被災者は避難所に長期間とどまらざるを得ず、避難所閉鎖も遅れた。	—	・被災後速やかに指定の場所へ建設ができるよう業者との協定の締結・現場でのスケジュール調整と、被災者への入居時期についての広報	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 3-01.避難 所解消と応急住宅 の提供
仮設住宅	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月 ■建設した仮設住宅団地での被災者の生活の不便 (背景) ・仮設住宅団地では、400戸を超える団地が16ヶ所、1,000戸以上も2ヶ所建設された。	・当初は標識や街灯もない場所があり、買い物に出た高齢者が道に迷い、亡くなるという例も起きた。 ・多数の世帯が居住するにもかかわらず、当初は住宅のみで、店舗や集会施設等がないことが問題となった。	—	・仮設住宅における被災者の生活環境改善 ・仮設住宅における被災者コミュニティの醸成とニーズの聞き取り調査の実施	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 3-01.避難 所解消と応急住宅 の提供
仮設住宅	行政 市民	市町村 職員 被災者	地震発生後4週間～6か月 ■自己所有地への仮設住宅の建設の検討	・自己所有地への仮設建設も検討されたが、公共施設である仮設住宅への土地所有者優先入居の是非、撤去の際の紛争などが問題とされ、実現しなかった。	—	・仮設住宅建設用地が不足する場合の自己所有地への仮設建設についての事前検討	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 3-01.避難 所解消と応急住宅 の提供
仮設住宅	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月 ■自力再建者の支援 (背景) ・自力での仮設建築も進められた。	・自力再建者への支援がないことから、仮設住宅入居者との格差を問題視する声も聞かれた。 ・自力仮設住宅には、一定の需要があり、地域密着型の復興を行えることから何らかの支援が必要との意見もある。一方、居住環境に問題があること、恒久住宅として再建されずに継続して残る可能性も指摘されている。	—	・仮設住宅入居者と自力再建者との格差の是正	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 3-01.避難 所解消と応急住宅 の提供

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
仮設住宅	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■仮設住宅建設用地の不足、高齢者等多様な被災者に配慮した仮設住宅の提供	・仮設住宅建設においては、用地不足及び被災者の多様なニーズにこたえる必要があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・用地不足及び早期に大量の戸数を供給するため、長屋形式のプレハブ造平家建て1Kタイプ、2階建て寮形式の地域型応急仮設住宅などが作られた。 ・地域型応急仮設住宅は、当初高齢者等への配慮が十分ではなかったが、出入口段差解消、通路簡易舗装、緊急呼び出しブザー設置や、生活支援員、ホームヘルプサービス等の在宅福祉サービスなどの対応も進められた。 ・スウェーデンのグループホーム制度をとりいれたケア付き仮設住宅も試みられ、入居者から高い満足度が得られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多層階建て仮設住宅建設の検討 ・仮設住宅発注時のバリアフリー対応等多様な被災者への配慮 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-01.避難所解消と応急住宅の提供
仮設住宅	行政 市民	市町村職員 被災者	地震発生後4週間～6か月	■仮設住宅入居時の入居者選別・配分に係る配慮の必要	<ul style="list-style-type: none"> ・弱者優先と抽選による入居によって、高齢者・弱者ばかりの団地ができるなどの偏りが生じ、その後のコミュニティづくりが課題となった。 ・弱者優先・抽選などの措置はやむを得なかったものの、平等、地域性、コミュニティの維持、弱者優先などの総合的視点で抽選と優先入居を組み合わせる必要があるとの指摘もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・淡路島北淡町では、比較的小規模単位で元の居住地の近くに立地しており、従前の近隣単位で入居できたことから問題は少なかった。尼崎市築地地区でも地区内の事業用仮設に多くの世帯が入居でき、近隣関係の構築がスムーズに行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居後の生活やコミュニティを考えた仮設住宅入居者配置の検討 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-01.避難所解消と応急住宅の提供
住宅再建	行政 市民	市町村職員 被災者	地震発生後4週間～6か月	■被災住宅の修繕・解体	<ul style="list-style-type: none"> ・公費負担の決定以降、住民からの解体撤去に関する問い合わせや苦情が著しく増加した。 ・公費解体された建物には、少しの手直しで居住できた家屋も多かったのではないかの見方もある。 ・一部を除いて修理費の支援がなかったことが、解体・建て替えを選択する要因になったとも指摘された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初修繕に対する支援制度が少なかったが、後に、大規模修繕に対する融資制度の利子補給が行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅への修繕・解体に係る費用支援等の事前検討と大々的な広報の実施 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建
住宅再建	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	■被災住宅の修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の工務店など小規模建設業者の多くも被災し、補修資材と技能者の対応体制が不十分であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家の支援を得て、他府県の建築業者等が参加した建物修繕のシステムが実践された例もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体との専門技能者派遣に係る協定の締結 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建
住宅再建	行政 市民	市町村職員 被災者	地震発生後4週間～6か月	■被災建物の再建	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建物の再建にあたって、都市計画制限に対する既存不適格建築物が大量に顕在化し、既存不適格をどこまで容認すべきかが課題となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合設計制度の準用による容積率制限の救済、接道義務に対する救済など、さまざまな措置が講じられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の建設に係る規制の融通・緩和 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
住宅再建	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	<p>■集合住宅の補修・再建(背景)</p> <p>・被災地には約5,000棟の分譲マンションがあったとされ、建て替えの必要な分譲マンションは、約130棟一万戸にのぼった。</p>	<p>・区分所有建物の補修・再建については、合意形成が大きな課題となった。</p> <p>・マンション固有の問題として「補修か建て替えかの判断の困難さ」「建物調査の方法と費用」「容積率の確保等各種規制」「多棟の場合を含む費用配分」などがあげられた。</p>	—	<p>・マンション管理組合等集合住宅管理者に対する、災害被災後の対応の、住民との事前検討のお願い</p>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建
住宅再建	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	<p>■被災建物の再建(背景)</p> <p>・借地借家人については、自ら再建を決定する権利を持たないため、住宅再建の見通しが立ちにくい不安定な状況があった。</p>	<p>・り災都市借地借家特別措置法が適用されたが、「集合住宅など多数の借家人がいる場合への対応が不明」「借家人の権利があっても家賃が上がれば入居できず、借地権の買値は地価の半額以上といわれ再建が困難」などの事が、かえって円滑な住宅供給を阻害することになるとの指摘もあった。</p>	—	<p>※り災都市借地借家特別措置法は国により適用が決定されるが、被災者の状況に応じて柔軟な適用が図れるよう、国、県、市町村及び関係機関により整理を図るべきである。</p>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建
人的・物的被害の収集	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	<p>■住宅減失戸数の把握(背景)</p> <p>・被害規模が大きく、かつ建物数の統計等も十分に取られていなかった。</p>	<p>・当初、住宅減失戸数が把握できなかった。</p>	<p>・兵庫県では、住宅の減失戸数を、電気・ガスのメーターの廃止件数や公費解体の戸数から推定した。</p>	<p>・事前の建物統計および電子化、データのバックアップ等による迅速な被害統計体制の確保</p>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	<p>■被災者の二重ローン</p>	<p>・自宅の再建にあたっての二重ローンも課題となった。家を失い、ローンが残ったのはおよそ1万5千件との推計もあった。</p>	<p>・兵庫県は、3万戸を対象としたダブルローンの利子補給制度を設けたが、98年の時点では1千戸台の利用に留まった。住宅金融公庫は返済中の被災者に対する優遇措置を設けた。</p> <p>・融資を受けにくい高齢者のための支援として、「親孝行ローン」や「高齢者向け不動産処分型特別融資制度」が創設された。</p>	<p>・二重ローン対策のための住宅再建支援事業等の検討</p>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建
個々の生活再建ニーズ対応	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	<p>■自宅の自力再建への支援</p>	<p>・被災者の中には、自力再建が難しいものもあらわれた。</p>	<p>・公的機関が、再建できない土地所有者から土地の買収を進め、定期借地権を設定して、自宅の自力再建を実現する方式が展開された。</p> <p>・神戸市では定期借地権の活用を希望する土地所有者と借地希望者の仲介を行う「神戸市定借バンク」を設け、潜在ニーズの掘り起こし、融資面での優遇措置を図った。</p>	<p>・自力再建を促進するための制度や優遇措置の実施</p>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	<p>■義援金が集まらない</p>	<p>・義援金は、地震発生当日から被災自治体、日赤、NHK等を通じて集まったが、地下鉄サリン事件の発生の影響もあって、4月には激減した。</p>	—	<p>・義援金の募集・受付に係る積極的な広報の実施</p>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	■公平な義援金の配分	・初期に各市町が受け入れた義援金の内、各市町を特定した義援金が募集委員会に送金されない例もあり、自治体間での不公平が指摘された。 ・義援金の管理運営については、監査体制の強化、情報開示の徹底も求められた。	—	・義援金管理の見える化	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	■義援金の配分や用途を決める委員会の委員構成	・兵庫県南部地震義援金募集委員会の構成メンバーについて、マスコミ諸団体が過半数を占めたため、それを問題視する指摘がある。	—	・公平な判断を行うための委員選定の実施	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建
生活資金の確保、義援金等の配分等	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■義援金配分に係る混乱	・義援金の第一次配分は、被災証明の認定をめぐる混乱により、当初の予想件数を数倍も上回った。	—	・被災証明認定基準の統一、義援金配分基準の被災者への周知	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建
生活資金の確保、義援金等の配分等	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■義援金の使途・配分への支援者の意思	・募金の趣旨から寄付者の意向を尊重するような方法(「ドナーズチョイス」)の導入が必要とも指摘された。	・特定の目的をもった寄託者の意思と、受け取った市町の意思を尊重する制度が設けられた。	・支援者の意思を優先する募金制度の設置	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	■義援金配分の遅れ	・第1次配分は迅速な給付を実現できたが、第3次配分の時期は1年以上後となった。 ・義援金支給には迅速性も重要であり、状況によっては公平性に優先した柔軟な対応が必要との指摘もある。	—	・迅速な義援金配分のための事前(被災後早い段階)の配分基準等の検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	■支援金の自治体間格差	・被災市の中には規定もなく独自の見舞金支給がなかった所もあるなど、被災自治体間には格差があった。	—	・他自治体との支援金給付に係る情報共有	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建
生活資金の確保、義援金等の配分等 震災関連死	行政 市民	市町村職員 被災者	地震発生後4週間～6か月	■震災関連死の認定	・弔慰金・災害障がい見舞金については、死因等に関する震災との因果関係が問題となり、いわゆる「震災関連死」の認定が課題となった。	・「震災関連死」などに関する遺族からの申立てが多数あり、被災市では認定のための委員会を設けて、震災との因果関係を調査・判定することとした。	・震災関連死認定基準の明確化	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	■障がいを残すことになった被災者への見舞金制度がない	・家屋被災者や重度の障がいまで残らない程度の障がいを受けた被災者への見舞金なかった。	・兵庫県は、新たな制度を要望した。	・新たな見舞金制度の検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-02.住宅と生活の再建

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	■被災者への資金貸付制度の問題	・災害援護資金貸付は受付期間が短かく、県外避難者へのPRが難しいことや、被災者が再建計画をたてられる状況ではなかった、などの問題が指摘された。 ・連帯保証人が設定できない者、所得が多く要件にみたない者等や震災により失業した被災者が対象とならないなど、制度の網から漏れる人達への対応も必要とされた。	—	・災害援護資金貸付の所得制限をなくす等の制度の改善の検討の実施	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 3-02.住宅と生活の再建
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	■生活福祉資金貸付制度申込に係る混乱(背景) ・兵庫県は、当座の生活費を給付する措置を国に要望し、生活福祉資金・特別貸付(小口資金貸付)が実施された。	・生活福祉資金貸付制度(10-20万円)が実施され、2週間あまりで54,646件、約80億円の申込が殺到した。その後、生活福祉資金災害援護資金貸付が行われ、各種特例措置も設けられたが、利用者からは添付書類が細かすぎる等の声も多かった。	—	・制度申込に係る事務書類・手続きの簡素化	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 3-02.住宅と生活の再建
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	■復興基金の利活用(背景) ・復興基金による被災者支援が行われることとなり、兵庫県・神戸市の地方債、復興宝くじの収益金などによる6000億円(その後9000億円に増額)の基金が設けられた。	・基金の利用のしにくさ、対象者の制限などについての不満の声もあった。 ・大阪府では復興基金を設けなかったことから、兵庫県との間に支援策の格差が生じた。	—	・復興基金活用に係る手続き等の簡素化 ・自治体間で大きな格差が発生するのを防ぐための他自治体支援策についての情報共有	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 3-02.住宅と生活の再建
復興計画の策定	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■復興計画の策定(背景) ・阪神・淡路復興委員会の提言により、復興計画の立案は地元の県や市に委ねられた。 ・兵庫県は95年8月4日、10年間で660事業、概算事業費約17兆円の「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を発表した。	・復興計画については、大規模プロジェクト・産業重視で、福祉や住民生活は後回しとの批判もあったが、経済復興と生活再建にはバランスのとれた議論・対応が必要との声もあった。	—	・自治体と地域の住民による事前の復興計画策定の取組の実施 ・計画策定時における様々な主体からのヒアリングの実施	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 3-03.復興計画の策定と計画的市街地復興
復興まちづくり	行政 市民	市町村職員 被災者	地震発生後4週間～6か月	■震災復興事業を進めるうえでの住民との対話不足(背景) ・神戸市は2月23日に、土地区画整理、再開発等の復興計画案を広報した。 ・2月28日、5市町は復興区画整理、再開発等の復興都市計画案の縦覧を開始したが、その提案は急で、周知と縦覧は十分に行うことができなかった。	・住民不在の都市計画決定手続きへの反対、広域的施設である近隣公園への反対などが相次ぎ、大量の意見書が提出された。	・16日には兵庫県都市計画地方審議会が開かれ計画案は原案通り可決。ただし、住民のとの対話が不十分として、この計画は大枠を示す「骨格」を定めたものとし、詳細な計画を追加決定するという「二段階方式」をとることとなった。	・自治体と地域の住民による事前の復興計画策定の取組の実施 ・計画策定時における様々な主体からのヒアリングの実施	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 3-03.復興計画の策定と計画的市街地復興

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
復興まちづくり	行政 市民	市町村 職員 被災者	地震発生後4週間～6か月	<p>■まちづくり協議会結成時における混乱(背景)</p> <p>・被災後の復興におけるまちづくりの始動に伴い、「まちづくり協議会」が各地域で結成され活動を開始した。</p>	<p>・震災以前からまちづくり組織のあった地区では、直後から秩序だった活動が始められたが、急遽つくられた協議会では、運営等の初歩的な部分からうまくいかない、対抗する「住民の会」が結成されるなど、混乱した地区も多い。</p> <p>・協議会が震災直後の混乱の中で設立され、コミュニティの構成を正確に反映していない場合のあることなども指摘された。</p>	<p>・様々な専門家によって、まちづくりを支援する体制も作られた。</p>	<p>・被災を想定した、平時における「事前復興」の考え方の導入と、住民との意見交換会等の実施による「まちづくりWG」等の平時からの醸成</p>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-03.復興計画の策定と計画的市街地復興
がれきの撤去	行政	市町村 職員	地震発生後4週間～6か月	<p>■被災建物除去依頼の殺到</p>	<p>・自治体には、危険な被災建物の除去を要請する市民からの声が殺到した。</p>	<p>・被災自治体からの要請を受けて、公費による解体・撤去費への支援が決定した。</p> <p>・法的には、災害廃棄物を一般廃棄物とするか、産業廃棄物とするかが問題となった。</p>	<p>・災害廃棄物処理方法の事前の検討</p>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理
がれきの撤去	行政	市町村 職員	地震発生後4週間～6か月	<p>■がれき撤去に係る事業の整備・推進の遅れ</p>	<p>・予想外の地震の規模・被害の中での被災建物の解体・がれき処理事業自体が初めてのもので、事業実施方法の決定が遅れ、初期にはパニック状態となった。</p> <p>・避難所対応など他の災害対策に追われる中で、当初は、受付体制、公費解体対象の範囲及び基準の確立、解体事業のシステムの構築も十分に整備できなかった。</p>	<p>・対象となる建物は、個人住宅、中小企業者の建物を基本とすることになったが、被害の大きな大企業等についても一部対象となった。</p>	<p>・事前のがれき処理事業の検討、行政側の体制の確保</p>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理
がれきの撤去	行政	市町村 職員	地震発生後4週間～6か月	<p>■解体費用積算基準の自治体間格差</p>	<p>・当初、解体費用の積算基準がなく、各被災市町独自に決定したため、隣接市間で格差が生じた。</p>	—	<p>・費用負担の自治体間格差が発生することを極力防ぐため、隣県自治体との情報共有の実施</p>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理
がれきの撤去	行政	市町村 職員	地震発生後4週間～6か月	<p>■倒壊建物撤去に関わる混乱</p>	<p>・道路部分に倒壊した家屋の撤去と、民地部分とでそれぞれ根拠とする法律・所管省庁が異なり混乱が生じた。</p>	—	<p>・道路啓開時の倒壊建物扱いに関する事前検討</p>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理
がれきの撤去	行政 市民	市町村 職員 被災者	地震発生後4週間～6か月	<p>■集合住宅の解体における合意形成の困難</p>	<p>・マンションなどを始めとして解体について全員の同意を得るためにかなりの時間を要する例があった。</p>	<p>・やむを得ないものに限り期限延長が図られた。</p>	<p>・マンション管理組合等集合住宅管理者に対する、災害被災後の対応の、住民との事前検討のお願い</p>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理
がれきの撤去	行政	市町村 職員	地震発生後4週間～6か月	<p>■未申請倒壊建物の扱い</p>	<p>・二次災害を引き起こす恐れのある未申請倒壊建物の扱いが困難だった。</p>	—	<p>・未申請倒壊建物扱いに関する事前検討</p>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典	
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■解体発注方式	・被災建物の解体・がれき処理事業は、市発注方式ではその処理に時間がかかるため、対応できなかった。	・解体について、神戸市は市発注方式を補完するものとして自衛隊の協力、三者契約方式、清算方式の4つの方法で行われた。解体撤去が進み始めたのは、この方式による受付以降となった。	・がれき撤去に伴う業者発注の事前検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■三者契約方式における混乱(背景) ・市発注方式ではその処理に時間がかかるため、神戸市は市発注方式を補完するものとして「三者契約」を採用した。	・三者契約方式の導入は事業の促進に一定の効果をあげた。しかし、業者と所有者間のトラブル、「にわか解体業者」の発生、運搬途中の落下物の発生などの問題も多かった。	—	・民間に依頼する場合の、行政・業者・被災建物所有者間の留意事項・マニュアル等の検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理
がれきの撤去	行政 市民	市町村職員 被災者	地震発生後4週間～6か月	■解体時の敷地境界線	・解体撤去時には、敷地境界線の保存が課題となった。	—	・地籍調査の実施、データ・資料等のバックアップ	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■解体件数・がれき発生量の把握	・災害廃棄物の処理・処分計画の作成にあたって、当初、必要な解体件数が把握できず、面積・構造別ガレキ発生量等の予測も困難であった。	・神戸市が震災直後に算定した要解体撤去棟数は、全壊家屋約55,000棟の100%、半壊家屋約32,000棟の約60%とそれぞれ推計。発生量は1,333万立方メートルと予測された。 ・神戸市では、解体及び処理処分の実績を踏まえて11月に、当初計画の見直しが行われた。 ・兵庫県は1995年6月に「公共・公益系約550万トン、住宅・建築物系約1450万トン」と推計し、最終的にこの規模で終了した。	・被害想定における災害廃棄物の予測とそれに見合った廃棄物処理計画の策定	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■がれき処理のための仮置き場の確保	・仮置き場の確保が最大の問題となったが、復旧の資材置場、仮設住宅用地等様々な対応のため、その確保は容易ではなかった。	—	・事前の仮置き場の検討・調整・指定	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■がれき運搬中の対応	・道路交通渋滞への対応、運搬中の事故への対応も課題となった。	—	・がれき運搬中の事故に対する注意喚起	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■他地域からのがれき便乗搬入	・他地域からの便乗搬入などもあり、問題となった。	・神戸市では「無料搬入券」が発行された。	・市内のがれきとの区別ができるよう、市民への搬入権等の配布	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■大量のがれきの処理の必要	・大量に発生したがれきの処理作業が問題となった。	・がれき処理に当たっては、臨時の廃棄物処理施設に加えて廃棄物収集・輸送能力の増強、一時保管場の設置、廃棄物の分別、被災建物の解体計画・指導、収集対象廃棄物の優先順位設定、広報等種々の手段が講じられた。 ・貨物での鉄道輸送により神奈川県川崎市の川崎市、横浜市及び埼玉県で焼却処理するという広域の協力も行われた。	・被害想定における災害廃棄物の予測とそれに見合った廃棄物処理計画の策定 ・がれきの広域処理計画の検討、他自治体との協定の締結	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■がれき撤去に伴う環境問題の発生(背景) ・震災時の環境保全については事前の具体的な対応策等がなかった	・災害に伴う環境問題が社会的にも注目された。特に倒壊家屋の解体現場における粉じんやアスベストによる汚染等が問題となった。 ・ビル解体撤去工事現場の近傍地点では、一般的な場所よりやや高いアスベスト濃度がみられた。 ・被災したクリーニング事業場からテトラクロロエチレン等が土壌環境基準を上回って検出された。	・神戸市は、1月30日には環境庁に大気汚染への影響について報告を行い、アスベスト対策、災害廃棄物の焼却処理に取り組むことを示した。 ・住民の粉じん対策として、マスクの配布や避難所への空気清浄機の配置が行われた。 ・廃棄物中の冷蔵庫等からのフロン回収・処理対策も行われた。	・がれき撤去に伴う環境問題配慮への積極的広報の実施 ・関係機関への注意喚起	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■がれき撤去に伴う環境問題の発生(背景) ・初期数か月は、多くの自治体で仮置場のスペースが埋めつくされてしまうという不安から野焼きが行われた。 ・不法投棄現場でかなり長期間にわたって野焼きが行われた例もある。	・兵庫県南部の沿岸では、海底の土に野焼きなどによるものと考えられるダイオキシンが検出された。	—	・がれき撤去に伴う環境問題配慮への積極的広報の実施 ・関係機関への注意喚起	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■がれき撤去に伴う環境問題の発生(背景) ・アスベスト使用建築物の解体等における環境汚染について法的規制がなく、行政では技術的蓄積も少ない中での対応となった。	・解体工事におけるアスベスト対策費用は極めて高額で、費用負担の問題から所有者及び業者への指導は困難をきわめた。また、解体業者の規模の大小を問わず、アスベストに対する認識は極めて不十分であった。	・兵庫県は1月31日以降に市町、建設関係団体に粉塵・アスベスト飛散防止対策を通知、神戸市は2月22日に解体業者に環境対策指導の通知を行った ・全国から多数の解体業者が集まっており対策の周知徹底は不可能と考えられたため、アスベスト使用建築物を確認し所有者・請負業者に警告を発するためのアスベスト使用建築物調査が行われた。 ・国は2月23日に「阪神・淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去にかかるアスベスト飛散防止対策について」を自治体等に通知した。	・がれき撤去に伴う環境問題配慮への積極的広報の実施 ・関係機関への注意喚起	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 3-04.被災建物の解体とガレキ処理
事業所の営業停止等	民間	被災企業	地震発生後4週間～6か月	■多数の企業の被災	・事業所の2割以上が大きな被害を受け、神戸市内企業では、2月の時点で移転や廃業に追い込まれた企業は5%にのぼった。	・中小零細企業の多い地場産業での自立再建に対して緊急の融資制度が創設された。2月15日の受付開始から申込が殺到し、緊急災害復旧資金については33,555件で4701億円、緊急特別資金(震災貸付)については、4904件653億円にも達した。	・被災企業に対する融資の実施 ・国や県への補助の要請	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 3-05.産業の復旧・復興

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典	
事業所の営業停止等	民間	被災企業	地震発生後4週間～6か月	■間接被害の発生	・商業・レジャー、観光、サービス等3次産業が最もダメージを受けた。	・対策の一つとして”Welcome to Kobe & Buy Kobe's””Buy Hyogo”などが謳われた。	・全国に向けた積極的広報の実施	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-05.産業の復旧・復興
事業所の営業停止等	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■被災企業の転出	・大企業の一部には本社を移転したり、震災前からの需要の低迷もあって被害の大きな工場を再開せずに撤退するなどの動きもあった。 ・外資系企業の中にも、被災地外に仮事務所を設置、移転した企業がでた。	—	・企業の誘致についての広報の実施	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-05.産業の復旧・復興
事業所の営業停止等	行政 民間	市町村職員 被災企業	地震発生後4週間～6か月	■緊急融資の必要(背景) ・緊急融資が必要となり、金融面からのバック・アップ対策として、全く初めてのこととして、特定地域に日銀資金が投入された。	・信用保証の手続きに期間がかかりすぎる、無担保融資の承諾が得られない、建物に被害がなく設備が破損した場合には融資対象とならないなど、大災害後の実態に合わない面があったとも指摘された。	—	・災害補償に関する事務手続きの簡素化、融資対象の緩和	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-05.産業の復旧・復興
事業所の営業停止等	民間	被災企業	地震発生後4週間～6か月	■地場産業の被災(背景) ・神戸の代表的地場産業であるケミカルシューズや清酒が大被害を受けた。	・地場産業については、被害報道、被害イメージが復興の障害になっているとの指摘もあった。	—	・被害のみでなく、復興過程の様子についての積極的全国発信の推進	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-05.産業の復旧・復興
地域産業の被害及び再建	民間	被災企業	地震発生後4週間～6か月	■商店街の復旧・復興(背景) ・商店街店舗は約3分の1、小売市場は約半分が全壊・全焼の被害を受けた。 ・商店街は、震災以前からの衰退傾向もあった。	・震災以前からの衰退傾向もあって復旧・再開は遅れ、神戸市内6区と西宮、芦屋、宝塚3市、淡路北淡町を対象とした調査では、震災後半年で復旧した中小小売店は70%に達していない。 ・震災で避難した住民が元の地域に戻ってこないことは、地域密着型の流通業にとって市場の崩壊を意味した。	・兵庫県は、共同仮設店舗への補助を国に要望。これは認められなかったが建設費の貸付等の支援が行われることとなった。8月末までに28件の共同仮設店舗が再開した(再開店舗の9.1%)。	・仮設店舗等の早期実現に向けた調整等を国、民間事業者等と早急に開始	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-05.産業の復旧・復興
地域産業の被害及び再建	民間	被災企業	地震発生後4週間～6か月	■被災した観光業の回復の遅れ	・観光地では、震災の影響から宿泊予約のキャンセルが相次ぎ、従業員の雇用不安がささやかれるという事態も生じた。 ・観光施設の回復は進んだものの、観光客がもどらず、観光業関連の売上げ回復は遅れた。 ・コンベンション機能も大きく低下した。ホテル・会議場等の需要は激減し、ホテルの稼働率は半年後で50%に留まった。	—	・全国に向けた積極的広報の実施 ・復興イベント等の企画・開催	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-05.産業の復旧・復興

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
災害時要援護者対応	市民	被災観光客	地震発生後4週間～6か月	<p>■被災観光客への支援不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時、観光客は、土地の地理や情報に疎く、情報弱者となる可能性が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災発生時、被災観光客への支援が不十分であったとの指摘がある。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・被災時の遠方からの観光客への配慮の検討 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-05.産業の復旧・復興
農林水産業の被害	民間	被災企業	地震発生後4週間～6か月	<p>■水産事業の被災(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産業の被害も広い範囲にわたり生じた。 ・農林水産物の被害は、直接被害よりも、流通ルートの混乱等による間接的な被害の方が大きかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産関係施設の被害額は約910億円に上った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場の災害復旧制度の創設を始め、さまざまな農林水産施設等の災害復旧支援策が講じられた。 ・林業の復旧・復興支援策も講じられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農水産業・林業等への復旧・復興支援制度の検討 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-05.産業の復旧・復興
事業所の営業停止等	民間	被災企業	地震発生後4週間～6か月	<p>■港湾施設の被災</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市の全就業者人口の17%が港湾関連産業で働き、市内純生産額の約30%を関連産業が占め、所得面でも市内生産所得の約40%を占めていることから、港湾の早期復旧は大きな課題となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災以前からの将来計画を基本として2月10日には「兵庫県南部地震により被災した神戸港の復興の基本的考え方(第一次)」、4月には「神戸港復興計画委員会報告書」がまとめられた。 ・阪神・淡路復興委員会でも経済復興の最優先課題として取り上げられ、仮設棧橋埠頭の設置などが提言された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾被災に伴う暫定的な措置(他の港湾との協力等)の検討 ・将来を見据えた迅速な港湾復興計画の策定 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-05.産業の復旧・復興
事業所の営業停止等	民間	被災企業	地震発生後4週間～6か月	<p>■神戸港の被災</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本全体の港湾麻痺が懸念された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本全体の港湾麻痺を避けるため、日曜荷役の実施、事前協議の緊急的運営への緊急対応が図られた。 ・船と貨物が他港へシフトして空洞化した神戸港では、労働力の遊休化防止策も急がれた。 ・震災後半年で神戸港のパスは約5割が着岸可能となり、また4月30日からは港湾労使の合意の下、コンテナパスが日曜・休日を含む24時間荷役となった。 ・懸命の港湾機能回復とサービス向上により、半年で貿易関連指標では6割回復した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾被災に伴う暫定的な措置(他の港湾との協力等)の検討 ・迅速な復旧作業の実施 ・港湾へのアクセス道の啓開作業の実施 	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 3-05.産業の復旧・復興
がれきの撤去	市民行政	被災者市町村職員	地震発生後4週間～6か月	<p>■がれき撤去の遅れ(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県の被災市町村は地元の雇用・経済対策を図って地元業者に処理を委託していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・量が多くて作業が遅いのが、元気がつかず、1か月以上たっても手つかずのままの所が目立つ。 ・スピードアップに向け、事業の国直轄化や大手業者の参入を求める声が出ている。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地元業者の活用による地域経済の活性化と被災者の職場確保とともに、大企業によるできるだけ早急ながれき撤去策についても並行 	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
上下水道の被害と復旧	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	<p>■塩害による水道復旧の遅れ(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南三陸町町内で津波被害を受けた浄水場は4カ所。町内ごく一部を除き断水していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場のうち、志津川地区の2カ所と歌津地区の1カ所の計3カ所は水源の井戸から取水するポンプが動く。しかし、3カ所とも水の塩分濃度を示す塩化物イオンの量が国の基準(1リットル当たり200ミリグラム以下)を超え、生活用水として使える水道の復旧が遅れている。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部では、水道等も海水によって甚大な被害が発生する可能性があり、そのため備蓄品に十分な飲料水等を確保 	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
上下水道の被害と復旧	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	<p>■水道復旧の遅れ(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災から2か月以上たつが、南三陸町内のほとんどの地域で断水が続いていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴サービスを提供できるのは週2回だけ。各部屋のトイレ、水道の使用も控えてもらい、洗濯も近くの川を利用する状況が続いていた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・水道の早期復旧策を事業者も含め検討 ・高齢者や要援護者等は、健康に影響を及ぼすことも考えられるため、水道利用が可能な地域への一時避難を実施 	河北新報社 証言 / 焦点 3.11大震災
上下水道の被害と復旧医療活動	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	<p>■水道復旧の遅れ(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災から2か月以上たつが、南三陸町内のほとんどの地域で断水が続いていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歌津地区の鎌田医院は、患者の約8割が糖尿病や高血圧などの生活習慣病。定期的な経過観察が必要だが、断水でトイレを使えないため尿検査ができなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な治療・診察環境が整う被災地周辺の病院等に、バス等のアクセス交通を確保する等、応急的な通院手段を確保 	河北新報社 証言 / 焦点 3.11大震災
就労の場の確保	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	<p>■被災者の生業支援(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活再建への支援には、現金を支給する仕組みがある。被災者生活再建支援法に基づく生活再建支援制度では、自宅の被害程度に応じて最大300万円が支給される。だが、住宅再建が中心で、仕事支援、生業支援の視点は抜け落ちている。 ・国は、基準では生業の手段を失った世帯に「生業費」として1件当たり3万円、「就職支度費」として同1万5000円を「貸与」としているが、厚生労働省によると、これまで生業支援での給与は皆無で、知事が必要と認めた場合の金銭支給も行われたことがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城、岩手、福島の3県の地域防災計画をみると、宮城、岩手の両県は対象に含んでおらず、生業支援の死文化、実情に合わない基準が現在も横行し、被災者が生業のための資材を購入した場合、購入資金は、基本的に全て被災者の自己負担となる。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・実情に合った生業支援の検討・実施 ・地震保険等への加入促進 	河北新報社 証言 / 焦点 3.11大震災
避難所	市民	避難者	地震発生後4週間～6か月	<p>■避難所生活による高血圧の発症(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所生活の長期化に加え、食事でもレトルト食品などで、塩分が多くなりがちであった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災そのもののショックに加え、集団生活のストレスや運動不足など、長引く避難所生活で高血圧を発症する避難者が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東北福祉大、東北大のチームは4月上旬から週2回、血圧測定と医師による健康相談を続けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所生活における注意喚起 ・保健師の常駐 	河北新報社 証言 / 焦点 3.11大震災
避難所	市民	避難者	地震発生後4週間～6か月	<p>■被災者の精神的不安</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これからの生活に不安を覚え、不眠に悩まされる避難者が発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の精神科医や保健師が連携し、東日本大震災の被災地で診療活動に取り組む「心のケアチーム」を結成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置、心のケアチームの結成・避難所巡回 	河北新報社 証言 / 焦点 3.11大震災

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
就労の場の確保	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	<p>■被災者の就職難(背景)</p> <p>震災直後の3月12日から5月26日までに、失業手当の手続きに必要な離職票や休業票の交付を受けたのは被災3県で計11万4608人の上った。県別では宮城が最も多く4万9851人で前年同期の2.3倍。次いで福島が2.7倍の4万644人、岩手が2万4113人で1.9倍に膨らんだ。</p>	<p>・石巻公共職業安定所には、失業手当の手続きや再就職を求めて毎日500～600人が列をつつた。求人が少ない上に、新規は復興需要の建設業が大半で、希望職種とのミスマッチも目立ち、就職難は深刻となった。</p>	—	<p>・被災者支援を就労の場所とする工夫や、行政機関の臨時職員、力が弱い女性や高齢者等でも従事できる建設現場等での作業等について、事業者等とも連携して創出</p>	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
地域産業の被害及び再建	市民	農業従事者	地震発生後4週間～6か月	<p>■被災を免れた水田の作付け困難</p>	<p>・宮城県南沿岸部では、各市町の海沿いにある排水ポンプ場計27カ所の大半が津波被害を受け、貞山運河や海に排水できなくなっているため、2011年産米の作付けを自粛する水田が659ヘクタールに上った。</p>	—	<p>・津波や地震で作付けができなくなった水田等の損失について、適度な収入が持ち主に入る仕組みの確立</p>	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
食糧・物資の不足及び確保	市民	在宅被災者	地震発生後4週間～6か月	<p>■在宅被災者への支援薄</p>	<p>・物資の配送を市町任せにした結果、避難所避難者と在宅被災者に対しての配給の有無等救助格差が生じた。</p>	<p>・岩手県は避難所で食料や物資の供給を受けている在宅被災者を「在宅通所者」として集計し、在宅被災者の把握に努めた。</p>	<p>・県の地域防災計画で在宅被災者対策を事前検討</p>	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
仮設住宅	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	<p>■民間住宅借り上げ制度の被災者間格差</p>	<p>・被災者向けに自治体が民間賃貸住宅を借り上げる制度をめぐり、エアコンなどの付帯設備では、県と国との認識のずれから方針が二転三転したため、宮城県内で申請時期により格差が生じた。 ・家賃負担では、岩手、福島両県と比べ対応に違いも出た。</p>	—	<p>・申請時期で不平等が起こらないような事前の制度の確立、説明会等での住民への丁寧な説明の実施</p>	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
仮設住宅	市民	不動産業者	地震発生後4週間～6か月	<p>■借り上げ住宅を扱う不動産業者の経営圧迫</p>	<p>・賃貸住宅の借り上げ制度では、業者の仲介手数料は通常の半額に設定されているため、仲介する不動産業者にとっては、借り上げ制度の物件を扱えば扱うほど初期の費用負担が増えるのに、収入は少なくなり、経営が厳しくなる状況が発生した。</p>	—	<p>・仲介手数料の公費負担等の検討</p>	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
仮設住宅	市民	仮設入居者	地震発生後4週間～6か月	<p>■仮設住宅入居者と避難所入居者との摩擦 (背景) ・仮設住宅に入居する被災者には、日本赤十字社から自立生活への支援として、冷蔵庫や洗濯機、テレビなどの家電6点セットが贈られ、一方で食事や物資提供には区切りがつけられる。</p>	<p>・気仙沼市などの避難所では、仮設住宅入居者が食事の提供を求めて避難所へ行き、摩擦が生じるケースがあった。</p>	<p>・気仙沼市総合体育館では、避難所において、避難所入所者以外への食事提供を断った。 ・気仙沼市民会館は、在宅や仮設住宅の被災者約160世帯に人数分の「配食整理券」を配布。夕方、1日3食分のおにぎりやカップラーメンを手渡し、仮設住宅入居者の事情を酌んだ対応を行った。</p>	<p>・避難所では配食、仮設住宅入居者については食材の提供等、仮設住宅入居者の自立生活の再開に向けた支援</p>	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
仮設住宅	市民行政	避難者市町村職員	地震発生後4週間～6か月	<p>■仮設住宅当選者の入居が進まない (背景) ・仮設に入居する資格を持って、『仮設に入ると金が掛かる』と言って、避難所にとどまる人も多い ・避難者の生活圏に近く、通学や通院に便利な住宅を希望するため、条件が合わない住宅は入居が進んでいない。特に住宅地以外の地域は、生活に不便だとされ、人気は低い。</p>	<p>・仮設住宅の抽選で入居ができる被災者が、当選したのに入居していなかったり、室内にほどかれないままの荷物が置かれたままだったりしており、抽選に漏れた避難者から苦情が聞かれた。</p>	<p>・町は入居者に鍵を渡した住宅の入居期限を12日とし、期限後も入居しない場合は鍵の返却を求める方針を決定。入居説明会で「最後通告」した。 ・効果はすぐに現れた。6月上旬には入居率が50%を下回っていたある団地は、12日時点で98%まで上昇。ほかの団地も軒並み急上昇した。</p>	<p>・仮設住宅への入居規定について、事前に説明会で住民に周知</p>	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
復興まちづくり	市民行政	被災者市町村職員	地震発生後4週間～	<p>■建築制限による被災者の生活再建への支障 (背景) ・東日本大震災の被災市街地で、宮城県内7市町が建築基準法に基づく建築制限を実施した。</p>	<p>・被災者や事業者は、新築や改築が禁止され、工場や商店の再開に見通しが立たず、企業流出が始まり、地元経済の停滞に対する危機感が強まった。</p>	—	<p>・危険地域への建築については、津波等の危険があることや、市街地整備が実施される際に立ち退く必要があることを周知</p>	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
治安維持・被災地での問題行為	市民行政	委託事業者、その他被災企業	地震発生後4週間～	<p>■違法な漂流金属の持ち去り (背景) ・東日本大震災の津波で、宮城県沿岸部の工場や倉庫から鉄や銅などが入った製品、資材が大量に流された。水が引いた後には、高値で売れる金属が所有者不明の「漂流物」として散乱していた。</p>	<p>・誰の物か分からない鉄くずを違法に集めて売り、換金する集団が、ガソリンなどの燃料供給が回復し、緊急車両以外でも容易に入手できるようになった4月中旬ごろから多く見られた。 ・委託業者集めた鉄くずが、早朝トラックで持ち去られる例が何例も見られた。</p>	<p>・宮城県警も金属を持ち去った集団や個人を把握しており、窃盗事件として捜査した。また、パトロールを強化した。 ・津波で流された所有者不明のがれきを持ち去る行為は窃盗罪ではなく、漂流物横領罪に当たり、県警は仙台港周辺だけで、10件前後の金属持ち去りを確認していた。</p>	<p>・がれきの不法持ち去りに関する注意喚起と、警察によるパトロール強化</p>	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
地域産業の被害及び再建	市民	被災者	地震発生後4週間～6か月	<p>■建設用地の選定の難航 (背景) ・中小企業基盤整備機構が被災地の産業復興を後押しする事業で、申請地が津波浸水域で建設に適さないと判断されたり、法規制がネックになったりして、用地選定が難航していた。</p>	<p>・事業開始から3か月以上がたち、東北の計292地区から建設の申請があったものの、着工にこぎ着けたのはこれまでにわずか4地区であり、店舗や工場の仮設施設で、建設の遅れが目立っている。</p>	—	<p>・法規制緩和の検討</p>	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
地域産業の被害及び再建	市民	被災者	地震発生後4週間～	■建設用地と建築確認の難航	・気仙沼市南町では、商店主らが気仙沼復興商店街建設を8月を目指して進めていたが、入居希望が増えたため、用地確保が難航し、完成は10月ごろに遅延した。 ・着工が決まるには建築確認が必要であるが、被災地なのだから、手続きは迅速にしてほしいという声が聞かれた。	—	・被災地における建築確認事務処理の簡素化	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
個々の生活再建ニーズ対応地域産業の被害及び再建	市民	被災者	地震発生後4週間～	■仮設店舗建設の協議が進まない	・陸前高田市では、飲食店など10業者が5月、市を通じて中小機構に仮設店舗を申請したものの、中小機構の職員が市役所に来た月に2度、時間も30分程度しか協議できず、あまりにも進展が遅いため、再起の気持ちもうせてしまうといった声が聞かれた。	—	・中小機構職員の増員検討 ・市役所等での窓口の設置	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
被災した市町村の行政機能精神的影響・こころのケア	行政	市町村職員	地震発生後4週間～6か月	■自治体職員の過労(背景) ・多くの自治体職員も被災し、職員も少ない中、市役所で寝泊まりして作業に追われるような状況が続き、疲弊する職員も多かった。	・震災による心的外傷後ストレス障がい(PTSD)や、業務の負担増による過労などにより、被災自治体の職員で病気休暇を取得した職員が増加傾向となった。	・石巻市や釜石市など職員のメンタルヘルス対策を講じる自治体もあった。	・役所単位での職員のメンタルヘルスケアの実施	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民行政	被災者職員	地震発生後4週間～6か月	■平常時のシステム環境の限界(背景) ・東日本大震災が発生する前、生活再建支援金の支給手続きを円滑に処理できるパソコンが1台しかなかった。	・生活再建支援金の支給手続きをする財団法人都道府県会館の人手不足に加え、パソコンの入力システムが古くて処理が滞り、生活再建支援金の支給が遅れた。 ・申請が増えたためパソコン台数を増やそうにもシステムが対応できず、支給手続きの処理が追いつかなかった。	・申請書類のチェックなどは、派遣会社から人員約50人を増強した。 ・入力処理できるパソコンは5月に入って5台に、6月10日に10台に増やし、最終的に15台でやっと処理できるようになった。	・入力作業について、他自治体からの応援やボランティアの活用を検討 ・民間業者の活用の検討	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
就労の場の確保	市民行政	被災者職員	地震発生後4週間～6か月	■被災者ニーズとのミスマッチにより、雇用が進まない(背景) ・国の緊急雇用創出基金事業の雇用期間は最長でも1年のため、希望との隔たりが広がっていた。	・岩手、宮城、福島3県で実施されている国の緊急雇用創出基金事業では、失業手当を受給している被災者が多いことに加え、震災から半年が過ぎ、安定雇用を望む被災者のニーズとミスマッチが生じているのが要因で、被災者らの採用者数が求人数の7割にとどまっていた。	—	・緊急雇用創出事業による雇用を受けながら、1年後の安定雇用につながる求職活動ができるような環境の確保(緊急雇用においては、求職活動ができるよう拘束時間を短縮する等)	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
医療活動事業所の営業停止等	市民	医療関係者	地震発生後4週間～6か月	<p>■被災地の将来の医師不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災の混乱で沿岸部の病院は来年度の研修医の募集活動が十分できていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修医の確保は医師が地域に定着するための大きな要因になっており、将来の地域の医師の不足につながりかねないことが懸念されている。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・被災時には、地域で急激に増加する医療ニーズに対応するために、研修医と同レベルの医療スタッフを受入れ 	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
仮設住宅被災した市町村の行政機能	市民行政	被災者職員	地震発生後4週間～6か月	<p>■自治体の事務処理の遅延(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県は他県に比べ書類審査が厳しすぎることが原因で、東日本大震災の被災者向けに民間賃貸住宅を仮設住宅として借り上げ、公費で家賃を負担する制度で、借り主となる宮城県の家賃「滞納」が深刻化していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者は、家賃の立て替えに限界を感じ、一方で家主は収入が途絶え、不満の声が聞かれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県は支払いの迅速化を図るため、12日に手続きの一部民間委託に着手した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災対応事務処理の簡素化、他県からの派遣職員・ボランティアの活用、民間会社への事業委託の検討 	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
個々の生活再建ニーズ対応ボランティア	市民行政	被災者職員	地震発生後4週間～6か月	<p>■被災した民生委員の補填(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災で被災した東北3県で、要援護者の安否確認や避難誘導などに従事していて、津波に巻き込まれ、亡くなったり行方不明になったりした民生委員が56人に上っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災後の民生委員の役割は増加しているが、被害の大きい地域では補充の見通しも立っていない自治体も多い。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員に対する、災害時に自らの生命を守る事前の意識づけ ・民生委員が極端に不足した地域において、ボランティアや緊急雇用による要援護者の支援スタッフの確保 	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
避難所	市民	避難者学校関係者	地震発生後6週間～2か月	<p>■避難所となった学校での教育の再開(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災で被災した岩手県沿岸部の小中高校は、多くが4月下旬に入学式や始業式を控えるが、被災地では校舎や体育館が避難所になっているケースが多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の移動を求められる住民から戸惑いや不安の声も聞かれる中、「教育」と「生活」の場としての施設活用について、授業再開を前に、地元では学校と避難所機能との調整が大きな課題となった。 ・被災者からは校庭に仮設住宅を建ててほしいという要望もあり、体育の授業や部活動との調整も難しい課題となった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の早期建設 	岩手日報 <特集>3.11東日本大震災 ~立ち上がる岩手~
がれきの撤去	市民	被災者	地震発生後6週間～2か月	<p>■被災した施設の指定管理者の不在(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古市神林の県営施設「リアスハーバー宮古」が東日本大震災で被災したことを理由に、県は指定管理者のNPO法人いわてマリンスポーツの拠点に存続の危機に直面した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流失したヨットなどの回収、復興への各種作業が山積する中、指定管理者不在の事態となり、陸上に打ち上げられたヨットの早期撤去を求める市民からの連絡が同法人関係者に相次いだ。また、岩手県を代表するマリンスポーツの拠点は存続の危機に直面した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者との契約内容、及び協議により、被災施設の応急復旧等の作業への従事を打診(作業費用と、指定管理者としての委託費用との関連は適宜調整) 	岩手日報 <特集>3.11東日本大震災 ~立ち上がる岩手~

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
避難所	市民	避難者 避難所 管理者	地震発生後6週間～2か月	<p>■避難所間仕切りをめぐる賛否両論 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災発生から1か月が過ぎ避難生活が長期化する中、宮古市の避難所で住民のプライバシーを守る間仕切りの設置が進んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民からは「周囲の視線を気にしなくてよい」など歓迎の声がある一方で「圧迫感がある」「コミュニケーションが取りにくい」などの意見もあり、各避難所ごとの十分な合意形成が求められた。 視野が狭まることで、防犯面を懸念する住民もいた。 	<ul style="list-style-type: none"> 宮古小避難所では、話し合いで「人とのつながりを大事にしたい」との要望があり、10人ほどのグループで仕切るよう工夫した。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営における避難者のニーズや要望調査等の実施 	<p>岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
災害時要援護者対応	市民	災害時要援護者	地震発生後6週間～2か月	<p>■要介護者避難生活の長期化 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手、宮城、福島は、介護施設も津波に流されるなど壊滅的な被害を受け、多くの高齢者が避難所生活を余儀なくされていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の復旧までに相当な時間がかかることが予想されることから、仮設の介護拠点の設置を求める声が上がっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、東日本大震災の被災地である岩手、宮城、福島など9県にデイサービスなどを行う100カ所以上の仮設の介護拠点施設を建設し、仮設住宅に併存させ、在宅療養支援診療所などと連携して、支援に当たることを決めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設の介護拠点を避難所等の内部に併設する等、避難所運営マニュアルの事項として位置づけ 	<p>岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
県災害対策本部の体制と活動 精神的影響・こころのケア	防災機関	警察・消防・自衛隊等	地震発生後6週間～2か月	<p>■警察や自衛隊のこころのケア (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 捜索活動や検視、被災者対応に当たった職員などから「眠れない」といった心身の不調を訴える声があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災で捜索活動などに当たっている警察官らが、凄惨(せいさん)な現場で精神的ショック(惨事ストレス)を受け、惨事ストレスが強い場合、PTSDを発症する恐れもあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県警は独自に、今月上旬、心的外傷後ストレス障がい(PTSD)やうつ病の可能性を調べるため、精神科医と協力し作成したチェック票を非常勤を含む職員約2,600人に配布した。ストレスが強いと判断された職員は臨床心理士の面談を行う予定となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応にかかわった職員の心のケアの実施 	<p>岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
学校教育、児童生徒	市民	震災孤児	地震発生後6週間～2か月	<p>■多数の震災孤児の発生 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災で親が死亡したり行方分からなくなっている18歳未満の「震災孤児」が、4月25日現在で57人に上ることが県の調査で分かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在は一時的に親族が預かっている例が多かったが、家庭環境などで長期の養育が難しい家庭もあり、一人一人に合った養育先をどう見極めるかが課題となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 震災孤児をめぐるっては、全国から里親を希望する家庭が相次いでいるほか、国は本県に全寮制の小中一貫校の設置を構想している。 	<ul style="list-style-type: none"> 里親の募集呼び掛け 全寮制児童・生徒教育施設の設置 	<p>岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
食糧・物資の不足及び確保 個々の生活再建 ニーズ対応	市民	被災者	地震発生後6週間～2か月	<p>■生活に密着した自家用車の必要性の考慮 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災による津波で岩手県沿岸部では大量の自動車が増壊した。 	<ul style="list-style-type: none"> 車の購入需要が高まり、供給側は軽乗用車を中心に新車、中古車ともに品薄状態にあった。価格も上昇傾向で、被災者の生活再建に欠かせない「足」の確保は容易でなかった。 	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全国の事業者に対し、被災地への融通・調整の要請 	<p>岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
風評被害の発生	市民	輸出産業従事者	地震発生後6週間～2か月	<p>■風評被害により工業製品の輸出に影響 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所から離れた地域、他県においても、国際的には敬遠される傾向があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第1原発事故問題の長期化で、伝統工芸品など本県の工業製品の輸出に影響が出た。 	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県工業技術センターは4月中旬から、県内企業の工業製品を対象に放射線計測器で無料の測定サービスを開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 政府・県を挙げての積極的な正しい情報の公開と広報の実施 	<p>岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
ボランティア	市民	被災者	地震発生後2か月～3か月	<p>■ボランティアの不足(背景)</p> <p>・ボランティアの希望者は、特に被災地外から来る場合、休日に人手が集中した。</p>	<p>・連休ピーク時と比べ人手は3分の1近くまで減少する一方、連休中に集中した支援によりボランティア活動が周知され、被災者のニーズは増加しているため、被災地ではボランティアの人手不足が生じた。</p>	<p>・連休後の人手不足を見越し、釜石市災害支援ボランティアセンターは、これまで受け入れていなかった市外からのボランティアも団体に限り受け付けを開始した。</p>	<p>・被災地ボランティア募集に関する積極的広報の実施</p> <p>・全国の社協との連携</p>	<p>岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
学校教育、児童生徒精神的影響・こころのケア	市民	被災児童・生徒学校関係者	地震発生後2か月～3か月	<p>■児童生徒の十分なケアができる職員を確保できない(背景)</p> <p>・岩手県教委は、被害が大きかった沿岸の教員異動を原則凍結した。加えて臨時講師採用で人員を確保し、4月26日時点では当初予定より134人多い教員を全県に配置。このうち沿岸部は107人を占めているが、配置は十分でなかった。</p>	<p>・児童生徒の学習面や被災に伴う心の問題への慎重かつ十分な対応が可能な人数では依然としてなかった。</p>	<p>・沿岸部では住居の確保が難しく、内陸からの大規模異動や、協力を申し出た他都県からの派遣受け入れは難しい実情があり、県教委は、沿岸在住の教員OBらを臨時採用することで対応することとした。</p>	<p>・人事異動の柔軟な対応、教職員OBや経験者の活用検討</p>	<p>岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
後方支援体制	行政	支援自治体	地震発生後2か月～3か月	<p>■被災自治体からの大量の避難者の流入(背景)</p> <p>・一関市は、沿岸部から千人以上が移り住み、市内でも家屋が損壊した住民は多かった。</p>	<p>・陸前高田市や気仙沼市など沿岸から一関市内に移り住んだ人は1千人を超えたが、転入届けを提出していない世帯が多く、行政サービスから漏れてしまう可能性が懸念された。</p>	<p>・一関市は東日本大震災の被災者を対象とした相談総合窓口を開き、1カ所ですべての証明や支援金などの手続きができるワンストップサービスを開始し、支援メニューの一覧表を作るなど、被災者が早急的確な支援が受けられる体制整備を急いだ。</p>	<p>・広域避難受け入れ自治体の行政サービス支援のためのシステム・体制の早期確立</p>	<p>岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
学校教育、児童生徒	行政	市町村職員	地震発生後2か月～3か月	<p>■浸水域への仮設校舎の建設(背景)</p> <p>・大槌北小は大槌川の河口から約1.5キロ上流にあるが、校舎の1階天井まで浸水した。</p>	<p>・大槌町教委が津波浸水区域の大槌北小校庭に建設を計画している5小中学校の仮設校舎について、町教委は25日、町議会や保護者の反対が根強いことから、工事を中断せざるを得なかった。</p>	<p>・代替地が確保できない場合に備え大槌北小も選択肢として残すが、保護者の不安をくみ、まずは浸水区域外の代替建設用地の確保に全力を挙げることにした。</p>	<p>・保護者との十分な協議の場の設定</p>	<p>岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
個々の生活再建ニーズ対応	市民	被災者	地震発生後2か月～3か月	<p>■被災者の生活再建に向けた不安(背景)</p> <p>・避難所を出た後の生活に対する不安を抱える被災者は多く、生活再建までの中長期にわたる支えが必要とされていた。</p>	—	<p>・県は東日本大震災の被災者対応の一環で、仮設住宅入居者の生活再建を支援する生活支援相談員(ライフサポートアドバイザー)を101人配置する方針を示した。</p>	<p>・相談窓口の設置</p>	<p>岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
仮設住宅	市民	被災者	地震発生後2か月～3か月	<p>■仮設住宅入居後の被災者の精神面の心配(背景)</p> <p>・被災地では仮設住宅への入居が進む一方、避難所での集団生活にはなかった孤独感が課題となった。</p>	<p>・仮設住宅への入居後、孤独感から被災者のうつや酒類の摂取増など新たな精神面の問題も浮上した。</p> <p>・支援する医療関係者からは「仮設住宅入居後こそ課題」との指摘もあった。</p>	—	<p>・仮設住宅入居後まで見据えた長期的な心のケアの実施</p> <p>・仮設住宅での地域コミュニティづくり</p>	<p>岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
復興まちづくり	市民	被災者	地震発生後2か月～3か月	<p>■被災した平地における宅地確保の困難 (背景) ・陸前高田市は津波で市街地の大半を流失。まち再生には宅地や商業用地の確保が急務だが、農地には用途制限があり、変更手続きが土地活用のハードルになる例も多い。</p>	<p>・平地の多くが浸水した被災地では宅地の確保が課題となっていた。 ・「農地の宅地化には2か月かかる。特区制度をうまく利用できないか」と工夫を求める声が被災者から上がった。</p>	—	<p>・被災地における法規制の緩和 ・特区指定等柔軟な行政判断の検討</p>	岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～
生活資金の確保、義援金等の配分等	行政	市町村職員	地震発生後2か月～3か月	<p>■行方不明者の死亡認定と義援金 (背景) ・行方不明者については、「死亡」と同義でなく義援金の支給等の手続きの枠組みに位置付けられていなかった。</p>	<p>・義援金の支給は、これまで家屋被害を優先して行っており、「行方不明」をどう証明することも課題になっていた。</p>	<p>・法務省は6月7日、東日本大震災の行方不明者の「死亡」を市町村の判断で認定、開始できる決定を示した。(本来は1年以上の経過が条件)</p>	<p>・災害の状況に応じた「行方不明者」対応について、国等とも臨機応変に協議して判断(むやみに行方不明者を「死亡」とすることは好ましくない可能性)</p>	岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～
遺体・行方不明者の処置 生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後2か月～3か月	<p>■行方不明者の死亡認定 (背景) ・行方不明者について、民法の「失踪宣告」制度は、災害などの場合1年、通常は行方不明は7年が経過した後、親族や相続人、財産管理人ら利害関係者が家庭裁判所に申し立て、認められなければ法律上死亡したとみなされなかった。</p>	<p>・行方不明者の親族が、身内の死亡を認めても、保険金受け取りや遺産相続の手続きができる根拠がなかった。</p>	<p>・法務省は6月7日、東日本大震災の行方不明者の「死亡」を市町村の判断で認定、開始できる決定を示した。</p>	<p>・災害の状況に応じ、行方不明者を「死亡」と認めることで、親族への保険金・義援金等の受け取りにつながることを周知 (ただし、家族にとっても対面できずにいる身内の死亡を早期に認めることは苦渋の決断になることが予想されるため、慎重な対応が必要である。)</p>	岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～
遺体・行方不明者の処置	行政	市町村職員	地震発生後2か月～3か月	<p>■行方不明者の死亡認定書類の簡素化 (背景) ・東日本大震災の行方不明者の「死亡」について、簡素化を図るために、チェックシート型の申述書を添えることで、市町村の判断で認定できる措置が取られた。(本来、戸籍法は死亡届を提出する際、医師が発行する死亡診断書の添付が必要)</p>	<p>・市町村にとって、家族からの申告内容と被災状況などを確認して不明者を「死亡」と認定する判断が難しい状況が予想された。</p>	<p>・県は、対応方法を問答集などの形にまとめて市町村に示す方向性を取った。</p>	<p>・被災地間で統一した認定・対応方針の早期決定</p>	岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～
遺体・行方不明者の処置	行政	市町村職員	地震発生後2か月～3か月	<p>■行方不明者の死亡認定簡素化に伴う窓口の混乱 (背景) ・東日本大震災の行方不明者の「死亡」を市町村の判断で認定できることになったが、行方不明者は多数発生していた。</p>	<p>・岩手県内の行方不明者は6月7日現在、2,818人となっており、市町村は国の方針がなかなか示されず対応を図りかねてきたが、急きょ膨大な手続きを抱えることになり、窓口の混乱も予想された。</p>	—	<p>・市町村の窓口業務を支援するための応援職員を確保、派遣</p>	岩手日報 <特集>3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
避難所	市民行政	避難者市町村職員	地震発生後2か月～3か月	<p>■避難所の暑さ対策の必要(背景)</p> <p>・避難所生活が長期化し、季節の変化により、東日本大震災の各避難所の暑さ対策が急務となった。</p>	<p>・扇風機が不足する一方、外から入る虫を気にして窓を開けっ放しにできないなど住民は避難生活約3か月にして新たな苦悩と闘うことになった。</p>	<p>・各地の担当職員らは熱中症対策として水分補給を呼び掛け、扇風機の増設や網戸の設置で環境改善を進める方針とした。</p> <p>・大船渡市は夏用の布団や衣類を用意した。</p>	<p>・避難長期化に伴う避難者のニーズ変化の調査</p> <p>・避難所の衛生管理の徹底</p>	<p>岩手日報 <特集>3.11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
避難所	市民行政	避難者市町村職員	地震発生後2か月～3か月	<p>■避難所の食中毒対策の必要(背景)</p> <p>・避難所生活が長期化し、季節の変化により、東日本大震災の各避難所の暑さ対策が急務となった。</p>	<p>・間もなく訪れる梅雨の湿気対策や食中毒防止も迫られた。</p>	<p>・大船渡市は、避難者の体調管理に気を付け、食中毒への注意も呼び掛けた。</p>	<p>・避難長期化に伴う避難者のニーズ変化の調査</p> <p>・避難所の衛生管理の徹底</p>	<p>岩手日報 <特集>3.11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
事業所の営業停止等復興計画の策定	市民行政	被災者市町村職員	地震発生後2か月～3か月	<p>■浸水区域での復旧・復興作業の進行(背景)</p> <p>・津波浸水範囲では、堤防等の安全確保のための整備が完了するまで、建物の再建を制限していたため、事業者は事業が再開できない状態となっていた。</p>	<p>・陸前高田市の浸水区域で、収入の途絶えた事業者が「行政の対応を待てない」と工事に踏み切り、作業場などを建て直す動きが出始めた。</p>	<p>・復興ビジョンを策定中の市側は「安全確保などのために控えてほしい」と自粛の要望にとどまっていた。</p>	<p>・事前復興等による行政と市民との事前の都市計画の検討</p>	<p>岩手日報 <特集>3.11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
仮設住宅	行政	市町村職員	地震発生後3か月～4か月	<p>■仮設住宅の入居が進まない(背景)</p> <p>・仮設住宅完成まで時間を要したため、当初希望した避難者が民間アパートや修復した自宅に住めるようになり仮設入居をキャンセルする事例が発生した。</p>	<p>・必要な仮設住宅全143戸が完成した岩泉町で、入居戸数が85%の122戸にとどまり、21戸が「空き家」となった。</p>	<p>・岩泉町は21戸について、町外の被災者にも対象を広げ入居希望を募った。</p>	<p>・早期の仮設用地確保と住宅の提供</p> <p>・積極的広報の実施</p>	<p>岩手日報 <特集>3.11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民行政	被災者市町村職員	地震発生後3か月～4か月	<p>■義援金配分対象拡大の要請(背景)</p> <p>・これまで岩手県の義援金配分では支給対象を配偶者や子、父母、孫、祖父母としており、一緒に暮らしていたきょうだいは義援金を受け取れなかった。</p>	<p>・岩手県内の弁護士や沿岸市町村などが県に対象拡大を要望していた。</p>	<p>・岩手県は、東日本大震災の死者・行方不明者に対する義援金について、支給対象に加える方針を示していた「生計同一のきょうだい」に加え、おじやおばら3親等以内の親族も対象とすることとした。</p>	<p>・災害の規模に応じた義援金配分における柔軟対応の検討</p>	<p>岩手日報 <特集>3.11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
仮設住宅	市民行政	被災者市町村職員	地震発生後3か月～4か月	<p>■仮設住宅不具合への苦情(背景)</p> <p>・雨漏りや窓の建て付けの悪さなど、仮設住宅で生活を始めた住民から建設主体の県に寄せられた苦情が延べ200件以上にのぼった。</p>	—	<p>・県は不具合に対応する「管理センター」を設置した。</p>	<p>・窓口の設置と業者への早期対応の要請</p>	<p>岩手日報 <特集>3.11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
仮設住宅	市民	被災者	地震発生後3か月～4か月	<p>■仮設住宅におけるコミュニティの希薄化(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(避難所から仮設住宅への入居が進み)約400世帯が入居する宮古市田老のグリーンピア三陸みやこの仮設住宅群で、自治会が機能していないことに住民から不安の声が上がった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所生活に比べ住民が顔を合わせる機会も減り、情報伝達や安全、健康管理の面からも「仮設のまち」に自治会組織の再編が求められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「顔の見える」コミュニティ維持へ、行政と市民との協議がもたれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅における集会所東の設置 ・イベント開催等コミュニティ維持への工夫 	<p>岩手日報 <特集>3.11東日本大震災～立ち上がる岩手～</p>
仮設住宅	市民	被災者	地震発生後4か月～5か月	<p>■仮設住宅での共同井戸水への苦情(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸前高田市では、水道復旧が遅れたため、市内の約4分の1の仮設住宅が井戸水を使っていた。 ・同市は震災でほぼ全域で断水し、6月末に解消した。水道の復旧見通しが立つ前に建設された仮設住宅は、井戸を掘って対応したため県内でも多く、集団で使用する井戸水は殺菌処理しており、特有の臭いや味があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸前高田市の仮設住宅では、井戸水の臭いや味の評判が芳しくなく敬遠されがちで、飲料水の支援を求める声が高まった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県は、定期的な水質検査を実施することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な水質検査と浄化装置設置等の検討 	<p>岩手日報 <特集>3.11東日本大震災～立ち上がる岩手～</p>
住宅再建	市民	被災者	地震発生後5か月～6か月	<p>■二重ローン対策の複雑な仕組みによる混乱(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災で、住宅ローンを抱えたまま自宅が損壊するなどした個人債務者向けの二重ローン対策の説明会が開かれた。 ・対策は「私的整理」と呼ばれ、債務者が金融機関との合意に基づき債務の減免などを受けられることとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策窓口の開設が迫る中、説明会では対象債務者や資産処分のあいまいさが浮き彫りになり、早く借金問題を解決して前に進みたい被災者たちからは「自分が対象になるかはっきりしない」と苦悩の声が上がった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者への十分な説明会の実施と、個別に対応できる質問窓口等の設置 	<p>岩手日報 <特集>3.11東日本大震災～立ち上がる岩手～</p>
遺体・行方不明者の処置 生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後1か月～2か月	<p>■遺族年金の支給(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金を受給していた家族が死亡した際に支給される「遺族年金」は、災害の発生から1年以上家族が行方不明の場合、遺族が裁判所に申し出て「死亡したものとみなす」という認定を受ければ、災害が起きた時点までさかのぼって支給されることになっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災で家族が行方不明になった対象者が多数にのぼり、早期の支援が必要であると判断された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明から3か月たてば、遺族が裁判所で手続きをしなくても支給できるよう、規定を見直す方向で調整を進めることとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模に応じ、行方不明者の死亡認定を早めることが適切と判断される場合は国等と調整の上、被災者に周知 	<p>NHKニュース 4月13日 4時18分 遺族年金 支給手続き簡略化へ</p>
災害時要援護者対応 就労の場の確保	市民	障がい者	地震発生後1か月～2か月	<p>■障がい者への職業支援(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が仕事を失ったり、自宅待機を命じられたりした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の障がい者職業センターには生活への不安を訴える障がい者からの相談が多数寄せられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地の障がい者職業センターは、相談に応じる専用の電話やFAX、それにメールによる相談の窓口を設けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 	<p>NHKニュース 4月13日 5時30分 被災地の障がい者雇用相談へ窓口</p>

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
災害時要 援護者対 応 就労の場 の確保	市民	被災者	地震発 生後1か 月～2か 月	■被災地で寄せられた多数の職業 相談 (背景) ・障がい者が仕事を失ったり、自宅 待機を命じられたりした。	・東日本震災で大きな被害を受けた宮城、岩 手、福島の3県にあるハローワークなどに、 仕事を失った被災者などから、およそ9万 9000件の相談が寄せられた。	・被災地のハローワークや労働基準監督署で は、特別の窓口を設けて、仕事を失った人や休 業を余儀なくされている企業からの相談に応じ た。	・相談窓口の設置	NHKニュース 4月 14日 5時22分 被 災地 労働相談10 万件近く
風評被害 の発生	市民	被災地 外学校 関係者	地震発 生後1か 月～2か 月	■海外からの留学等の取りやめ (背景) ・東日本大震災の影響で、京都府 内の大学では、海外の学生が今月 から予定していた留学を中止したり 入学を辞退したりするなどのケース が相次いだ。	—	・各大学では、学生本人や留学生を派遣してきた 海外の大学に、メールなどを通し、安全だというこ とを伝える方針を取った。	・正しい情報の積極的発信	NHKニュース 4月 14日 15時50分 京都 海外からの 留学中止相次ぐ
断水やガス 供給停止 の影響と対 策	市民	被災者	地震発 生～2か 月程度	■ガスの復旧遅延により風呂に入れ ない (背景) ・釜石市では、今もおよそ3,000人が 避難所で生活しているほか、ガスが 3割の世帯で復旧していなかった。	・被災者が疲れを取ることができていない状 態が続いた。	・新日鉄釜石製鉄所は燃料が確保できるよう になった3月から、構内にある従業員用の大浴場を 被災した人たちに無料で開放した。	・民間の施設への被災者へ の協力の要請	NHKニュース 4月 14日 15時50分 京都 海外からの 留学中止相次ぐ
食糧・物資 の不足及 び確保	市民	被災者 避難所 運営者 ボラン ティア	地震発 生後1か 月～2か 月	■避難所に届く救援物資のミスマッ チの発生 (背景) ・南三陸町では、避難生活が長期 化するなか、被災者が必要として いる物と、各地から送られてくる物のミ スマッチが起きていた。	・すでに行き届いている冬の服や毛布が4 月になっても大量に届くなどしていた。	・こうしたミスマッチを解消しようと、南三陸町ボラ ンティアセンターの職員が新しいホームページを 立ち上げ、不足している物資の種類や量を確認 することができるようにした。	・長期的な避難者のニーズ 調査の実施と、時期を区切 るなど工夫した必要な救援 物資についての広報	NHKニュース 4月 18日 9時12分 必 要な物資”確認で きるHP
ボランティ ア	市民	ボラン ティア	地震発 生後1か 月～2か 月	■被災地が広すぎてボランティアの 支援状況がわからない (背景) ・被災地では、およそ140のボラン ティア団体が炊き出しやがれきの撤 去などの活動を続けているが、被災 地が広範囲のため、ところによっ ては支援が十分行き届いていないと いう指摘があった。	—	・被災地でボランティア活動を行っている団体で 作る「東日本大震災支援全国ネットワーク」では、 ボランティア団体同士が連携し、必要な場所に必 要な支援が届くようにと、各団体の活動状況や、 人が足りているかどうかが一目で分かる地図を パソコンのホームページ上に作った。	・ボランティアと連携した活 動状況の把握	NHKニュース 4月 18日 19時45分 ボランティアの地 図完成
治安維持・ 被災地で の問題行 為	市民		地震発 生後1か 月～2か 月	■震災支援を装った迷惑メールの 発生 (背景) ・「被災地支援のため」というタイト ルの電子メールが届き、本文を確 認したところ、震災と関係ない有料 サイトに誘導されたなど、震災に便 乗した迷惑メールに関する相談が	—	・国民生活センターは、心当たりのないメールは 開かないよう、注意を呼びかけた。	・注意喚起等積極的広報の 実施	NHKニュース 4月 19日 5時56分 震 災支援など偽る迷 惑メール

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
停電による影響と対策	市民	被災者	地震発生～2か月程度	<p>■発電機使用方法の違い(背景)</p> <p>・宮城県内では、停電が続く自宅で生活している人たちが発電機を使っているうちに一酸化炭素中毒になり、病院に運ばれるケースが相次いだ。</p>	—	<p>・発電機のメーカーでは、室内で発電機を使わないよう注意を呼びかけた。</p>	<p>・注意喚起等積極的広報の実施</p>	NHKニュース 4月21日 4時49分 発電機CO中毒 注意呼びかけ
医療活動	市民	被災者	地震発生後1週間～2か月	<p>■震災後の塵等による肺炎の発症(背景)</p> <p>・被災地では、津波で運ばれた大量の泥などが乾いて、空気中をほこりとして舞っている状態で、震災の1週間後から、ほこりを吸い込んだことが原因と思われる肺炎患者が目立ち始めた。</p>	<p>・今後、各地でがれきの撤去が本格化すれば、さらに多くのほこりが舞い、長引く避難生活で体力が落ちている高齢者などが肺炎になる危険性が一段と高まるおそれがあった。</p>	<p>・現地の医師は、マスクの着用や手洗いなど、予防策を徹底するよう呼びかけた。</p>	<p>・注意喚起等積極的広報の実施</p>	NHKニュース 4月22日 19時32分 被災地で肺炎が急増 予防策を
災害時要援護者対応	市民行政	被災者市町村職員	地震発生後1か月～2か月	<p>■支援が必要な人がわからない(背景)</p> <p>・宮城県南三陸町では、役場が被災して福祉や医療に関するデータが多く失われ、支援が必要な人の情報を把握しにくくなっていった。</p>	<p>・役場が被災し、支援が必要な人の情報を把握しにくくなった。</p> <p>・震災から40日間にわたって孤立に近い状態になった高齢者もいて、きめ細かな対応が求められた。</p>	—	<p>・行政のシステムに必要なデータ、資料のバックアップ</p>	NHKニュース 4月23日 4時53分 南三陸町 孤立状態の高齢者も
人命救助精神的影響・こころのケア	防災機関	自衛隊	地震発生後1か月～2か月	<p>■支援にあたる自衛隊員の体調管理(背景)</p> <p>・東日本大震災で自衛隊の活動が長期化するなか、派遣中の隊員が亡くなるケースも出ており、体調の管理や精神的なケアが課題となった。</p>	—	<p>・自衛隊は、希望する隊員を対象に臨床心理士によるカウンセリングを行っているほか、毎日の活動の終了後、指揮官が部下の隊員たちと会話する時間を設け、隊員1人で悩みやストレスを抱え込まないようにした。</p>	<p>・定期的な調査の実施と、適切な心のケア・カウンセリングの実施</p>	NHKニュース 4月23日 4時53分 派遣自衛隊員 心身ケア課題に
公共交通機関の運行停止	市民	鉄道企業	地震発生後1か月～2か月	<p>■津波による信号トラブルの発生(背景)</p> <p>・路線の一部が津波で海水をかぶった地域では、線路や設備の電気系統に塩分が付着したことに加え、雨の影響もあって異常が発生しやすくなっていた。</p>	<p>・全線で運転を再開したJR東北線の信号トラブルが相次いだ。</p>	<p>・JR東日本は、原因を調べるとともに、この区間にある線路や設備の交換を進めることとした。</p>	<p>・鉄道運行上のトラブルは、基本的に鉄道事業者に対応して頂き、信号トラブル等に関する注意事項等は行政等からも住民に周知</p>	NHKニュース 4月23日 23時37分 JR信号トラブル 津波塩害か
避難所	市民行政	被災者市町村職員	地震発生後1か月～2か月	<p>■感染症対策の必要(背景)</p> <p>・多くの人が集まって生活する避難所では、感染症が流行しやすく、今回の震災でも、これまで岩手や宮城、それに福島での避難所でインフルエンザや感染性胃腸炎の集団発生が相次いでいた。</p>	<p>・適切な感染症対策の必要があった。</p>	<p>・国立感染症研究所は、避難所で体調を崩した人の数を入力して、感染の広がりを早期に探知するシステムを開発し、インターネットを通じて自治体の担当者などと情報を共有して注意を促すこととした。</p>	<p>・医師・保健師等による避難所における感染症患者の把握と注意喚起等積極的広報の実施</p>	NHKニュース 4月23日 4時53分 避難所の感染症 探知システム開発

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
仮設住宅	市民 行政	被災者 市町村 職員	地震発生後1か月～2か月	<p>■仮設住宅用地の確保 (背景) ・宮城県は、住民の安全を確保するため、津波で浸水した地域には仮設住宅を建てない方針だったが、被災地で仮設住宅の用地が不足している実情があった。</p>	<p>・南三陸町には、仮設住宅を建てられるような高台が少なく、宮城県の方針では仮設住宅の土地が確保できない恐れがあった。</p>	<p>・津波の浸水地域にある南三陸町の伊里前小学校は、同じ規模の津波が来ても、校舎の上の階に避難すれば安全が確保できることから、例外的に建設を決めることとした。</p>	<p>・前提条件にあてはまる用地が確保できない場合の、例外的な用地確保の考え方について市町村あてに周知</p>	NHKニュース 4月24日 5時0分 宮城 浸水地域に例外で仮設住宅
遺体や行方不明者に関する処置 精神的影響・こころのケア	防災機関	自衛隊	地震発生後1か月～2か月	<p>■遺体収容にかかわった自衛隊員の心的ストレス (背景) ・東日本大震災の被災地に派遣され、遺体の収容などに当たった自衛隊員について、活動終了後に強い不安感などで日常生活に支障を来すPTSD＝心的外傷後ストレス障がいなどの症状が出るおそれがあった。</p>	—	<p>・防衛省は、派遣された陸上自衛隊員全員を対象とした調査を、アンケートに答える形式で、活動を終えてから、1か月後、半年後、1年後に行い、健康状態を観察し、症状が見られる隊員に対しては、所属する部隊の指揮官が面談をするほか、必要に応じて臨床心理士によるカウンセリングや精神科医による診察を行うこととした。</p>	<p>・定期的な調査の実施と、適切な心のケア・カウンセリングの実施</p>	NHKニュース 4月26日 6時53分 派遣自衛隊員 PTSD調査へ
事業所の営業停止等	市民	被災地外企業	地震発生後1か月～2か月	<p>■被災地外企業への影響 (背景) ・九州北部は国内有数の自動車の生産拠点だが、震災後、福岡県内の中小の自動車部品メーカーのほとんどが生産停止などによる影響を受け、売上げが半分以上に減った企業が40%以上に上った。</p>	—	<p>・東日本大震災によって自動車の生産停止などの影響を受けた部品メーカーなどを対象に、資金繰りや雇用といったさまざまな相談に応じる窓口が、関連企業が多く集まる福岡県で開かれた。</p>	<p>・遠方の災害であっても、地域の社会経済活動や日常生活上のボトルネックとなる要素がないか、関係機関や民間企業等と連携し確認</p>	NHKニュース 4月25日 14時6分 自動車関連企業への相談窓口
遺体・行方不明者の処置 生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後1か月～2か月	<p>■死亡者・行方不明者の銀行口座 (背景) ・東日本大震災で死亡したり行方不明になったりした人がどの銀行に口座を持っているか分からない場合があった。</p>	<p>・家族から、生活資金などを確保できずに困っているといった相談が寄せられた。</p>	<p>・全国銀行協会は、東日本大震災で死亡したり行方不明になったりした人がどの銀行に預金口座を持っているか、家族からの申し出をもとに調べた取り組みを始めることとした。</p>	<p>・被災した市町村及び県と、全銀協で連絡を取り合い、調査対象となる被災者数に応じて対応</p>	NHKニュース 4月27日 4時9分 銀行協会 被災者の口座照会へ
ボランティア	市民	ボランティアセンター職員	地震発生後1か月～2か月	<p>■長期休暇中のボランティアの殺到 (背景) ・東日本大震災の被災地では連休中のボランティア希望者が急増した。</p>	—	<p>・受け入れの対応ができないとして、事前の受け付けを締め切っているところも出た。</p>	<p>・被災地でのボランティア活動に際し、事前に受入れ状況を確認する等、被災地の業務増とならないよう配慮することを周知</p>	NHKニュース 4月29日 12時38分 被災地 連休でボランティアに
避難行動 帰宅困難者の発生	市民		地震発生後1か月～2か月	<p>■震災時の学校の対応方針のばらつき (背景) ・震災当日、首都圏では、交通機関が止まって保護者が自宅に帰れない中、子どもを待機させた学校があった一方、下校させていた学校もあるなど、対応にばらつきがあった。</p>	—	—	<p>・震災時の学校の基本的対応方針の共通決定、マニュアル等の作成</p>	NHKニュース 5月1日 4時49分 帰宅困難時 学校の対応にばらつき

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
災害時要 援護者対応	市民	被災要 援護者	地震発 生後1か 月～2か 月	<p>■被災認知症患者の対応 (背景) ・東日本大震災による避難生活が長期化するなかで、環境の変化に弱い認知症の人の症状が悪化するおそれがあった。</p>	—	<p>・日本認知症学会が、認知症の人の家族や介護職向けの「介護用」と、被災地で診療に当たっている医師や看護師向けの「医療用」の2冊の対応の方法をまとめたマニュアルを作り、被災地の災害対策本部などに冊子を配ったりホームページからダウンロードできるようにした。</p>	<p>・医師・保健師の派遣 ・注意喚起等積極的広報の実施</p>	NHKニュース 5月4日 11時1分 認知症被災者の対応マニュアル
災害時要 援護者対応	市民	避難者	地震発 生後1か 月～2か 月	<p>■避難生活長期化に伴う高齢者の体調の悪化 (背景) ・宮城県の石巻赤十字病院を中心とした医師のグループが石巻市と女川町の129の避難所で生活する被災者にアンケートを行ったところ、避難所に身を寄せる被災者のうち、介護が受けられる場所に移らなければ症状が悪化するおそれのある高齢者などが66人に上っていることがわかった。</p>	—	—	<p>・医師・保健師の派遣 ・注意喚起等積極的広報の実施</p>	NHKニュース 5月6日 4時53分 避難の高齢者ら症状悪化のおそれ
食糧・物資 の不足及 び確保	行政	市町村 職員	地震発 生後1か 月～2か 月	<p>■ニーズを超える救援物資 (背景) ・仙台市のPTA協議会によると、5月5日までに寄せられた1万箱分の物資のうち、およそ3分の1が引き取られる見通しのないまま保管されていた。</p>	<p>・子どもたちのために寄付されたランドセルおよそ4,000個も、現状では配る先がなくなっていた。 ・寄せられた支援物資のうち、冬物の衣料品などが配布しきれず、保管場所に困る自治体も増えていた。</p>	<p>・仙台市のPTA協議会では、仙台市内でバザーを開き、募金と引き換えに被災者以外にも支援物資を配布する活動を始めた。 ・石巻市では、市の総合体育館が配りきれない物資で埋まり、この連休中は支援物資の受け入れを停止した。仮設住宅が完成すれば、余っている毛布や布団などを希望者に改めて配る方針だが、体育館を閉鎖し続けることになるため、保管は難しかった。</p>	<p>・救援物資受入れ方針の明確な広報 ・ニーズに沿った救援物資受入れのための方針・システム・体制の事前検討</p>	NHKニュース 5月5日 19時44分 支援物資 余って配布や廃棄も
避難所 精神的影 響・こころ のケア	市民	被災者	地震発 生後1か 月～2か 月	<p>■避難生活を送る子供たちのストレス増加 (背景) ・震災で避難生活を送っている子どもたちの心の状態について、茨城県の臨床心理士が調査した結果、小学校の高学年以上の子どものほうが、低学年以下の子どもたちよりも、よりストレスを抱えていることが分かった。</p>	—	—	<p>・相談窓口の設置 ・学校等へのカウンセラーの派遣</p>	NHKニュース 5月6日 13時0分 高学年以上“よりストレス”
治安維持・ 被災地での 問題行為	市民	被災地 外労働者	地震発 生後1か 月～2か 月	<p>■雇用求人情報の偽り (背景) ・宮城県女川町でダンプカーの運転手を求めているという求人情報を紹介したところ、福島第一原発の近くで、がれきの撤去をさせられることになった事例が発生した。</p>	—	—	<p>・注意喚起等積極的広報の実施</p>	NHKニュース 5月9日 4時28分 求人情報と異なりがれき撤去

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
事業所の営業停止等	市民	被災企業	地震発生後1か月～2か月	■被災した企業の営業再開のお知らせ	・被災地の企業から、ダイレクトメールの発送やホームページの更新などが難しくなって、営業や生産を再開したといった情報を顧客に知らせることができないという相談が相次いだ。	・グーグルは、被災した企業からのメッセージを電話で受け付け、無料でネット上に公開するサービスを始めることとした。受け付けたメッセージは企業の住所や電話番号などとともにまとめて公開され、利用者は企業名や業種などで検索すると閲覧できる。	・被災地の市町村のホームページ等における情報公開 ・被災者の緊急雇用によるダイレクトメール発送、インターネット上の営業窓口の開設等	NHKニュース 5月8日 4時21分 グーグル 被災企業の情報支援
がれきの撤去	市民	被災者	地震発生後1か月～2か月	■集積所周辺の健康被害(背景) ・宮城県石巻市のおよそ15ヘクタールの集積場には、廃材やコンクリート、汚泥などが積み上げられ、高さは5メートルを超えていた。	・強い風が吹くと、集積場の隣の高校のグラウンドやプールに散らばり、粉じんや悪臭にも悩まされるようになったということで、高校は、生徒の健康への影響を心配し、市に対策を求めた。 ・市はがれきを困むフェンスを高くするなどの対応をしているが、がれきは増える一方で、抜本的な解決策がない状態であった。 ・南三陸町では、がれきを減らそうと、法律で災害復旧などに限って例外的に認められている野焼きをしているが、風向きによっては火事、ダイオキシンを心配する声も出ている。	—	・がれき集積所事前指定の際の周辺への影響調査 ・がれきの早期広域処理のための他自治体への協力要請	NHKニュース 5月9日 20時57分 集積場のがれき 新たな問題に
災害時要援護者対応	市民	被災高齢者	地震発生後1か月～2か月	■介護施設へ避難した高齢者への多額の費用の請求	・東日本大震災で被災したお年寄りには介護サービス料の支払いの減免措置が取られることになっているが、宮城県内で介護施設に避難した高齢者が減免の対象とならない高額介護サービス料を請求されるケースが相次いでいた。 ・介護施設に避難したお年寄りが宿泊して介護を受ける「ショートステイ」を長期間利用した形になり、介護保険で受けられるサービスの限度を超えたとして請求が発生したということであった。	—	・有事の際の介護保険制度の柔軟な運用	NHKニュース 5月10日 12時46分 介護施設に避難で高額請求
事業所の営業停止等	市民	被災者	地震発生後2か月～3か月	■企業の被災・倒産による内定取り消し者の続出	・高校を卒業して就職する予定だったが、震災の影響で内定を取り消された人が、宮城・岩手・福島の3つの県で少なくとも274人になった。	・各県では、ハローワークなどによる求人情報の提供を強化したり、自治体の臨時職員として採用したりするなどして、こうした人たちの就職を支援していくこととしている。	・内定取り消しを防ぐための企業支援、また内定を取り消された求職者への雇用あっせん	NHKニュース 5月17日 19時24分 高校卒内定取り消し274人
事業所の営業停止等	市民	被災者	地震発生後2か月～3か月	■大量の失業者の発生	・東日本大震災の影響などで仕事を失ったり休業となったりした人は、岩手、宮城、福島の3県で合わせて10万人を超えた。	—	・災害対応のあらゆる作業等を緊急雇用事業として就労場所を確保	NHKニュース 5月18日 19時4分 震災後失業や休業10万人超

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
後方支援体制	行政	市町村職員	地震発生後2か月～3か月 ■被災自治体の行政機能の低下(背景) ・南三陸町と女川町は、ともに津波で役場が使えなくなり、このうち南三陸町は、津波に巻き込まれた40人近くの職員が亡くなった。	被災者への行政手続きや支援が他の被災自治体と比較して大幅に滞ることが予測された。	・阪神・淡路大震災で被災した兵庫県の自治体などの職員が長期的に派遣されることになり、協定の締結がなされた。	・災害対応における広域的な自治体連携の検討・協定の締結	NHKニュース 5月21日 15時41分 被災2町に職員長期派遣で協定
災害時要援護者対応	市民行政	災害時要援護者市町村職員	地震発生後2か月～3か月 ■被災自治体の事務手続きの停滞(背景) ・東日本大震災では、沿岸部を中心に地震や津波によって自治体の行政機関が甚大な被害を受けた。	被災地の自治体からは、高齢者などが介護保険サービスを受ける際に必要な「要介護認定」の審査作業が滞っているといった声が上がっていた。	・厚生労働省は自治体の審査作業の負担を軽減するために、すでに要介護認定を受けている利用者の有効期間を、市町村の判断で最長で1年間延長できる特例措置を設けることを決めた。	・事務手続きの簡素化 ・他自治体からの応援職員の派遣要請	NHKニュース 5月21日 4時26分 要介護認定有効期間1年延長
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生～3か月程度 ■被災者の現金の引き出しができない(背景) ・宮城県の沿岸部では、コンビニエンスストアなどが津波の被害を受け、店のATM＝現金自動預け払い機が使えない状態が続いていた。	震災で自動車などの移動手段を失った被災者が郵便局などの金融機関まで行けず、現金を引き出すことができなかった。	・コンビニを中心にATMを設置している「セブン銀行」がトラックにATMを積んで被災地を回る移動式のサービスを始めた。	・車両等による移動窓口(金融機関、郵便局等)の巡回、避難所や仮設住宅等の被災者が歩いて行ける窓口の確保	NHKニュース 5月22日 4時3分 被災地に移動式のATM
がれきの撤去	市民行政	被災者市町村職員	地震発生後2か月～3か月 ■津波で流出した魚の腐敗(背景) ・気仙沼市では、水産加工会社の冷蔵施設が津波で大きな被害を受け、腐敗した魚介類の処分が進められていた。	・田んぼや住宅地に流れ出た魚介類については処分が進まず、悪臭が大きな問題となっていた。 ・最近では気温の上昇に伴って悪臭がひどくなったうえ、ハエも大量発生していた。	—	・管理会社への処分要請、民間業者への処理の委託	NHKニュース 5月22日 18時6分 放置された魚の悪臭問題で視察
医療活動	市民	医療関係者	地震発生後2か月～3か月 ■災害拠点病院の災害への備えの見直しの必要(背景) ・東日本大震災の被災地では、沿岸部を中心に地震や津波によって医療機関が壊滅的な被害を受け、多くの病院で一時診察できなくなるなど、地域医療に深刻な影響を与えた。	・「全国の沿岸部にある災害拠点病院は防災計画を見直すべきだ」とか「今後の災害に備えて医薬品の備蓄方法や病院機能を維持するための方法を検討しておくべきだ」といった意見が相次いだ。	—	・災害拠点病院を中心とする防災計画や地域医療の検討 ・地域全体での医薬品等の備蓄推進	NHKニュース 5月23日 19時1分 災害医療の在り方意見相次ぐ

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	関係者	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
医療活動	市民	医療関係者	地震発生後2か月～3か月	<p>■災害拠点病院の災害への備えの見直しの必要 (背景) ・岩手県内では、巨大地震が起きたあと、11の災害拠点病院で1日から2日間、停電が続き、自家発電機を動かすことで人工呼吸器や、集中治療室などで使う電力を確保したものの、放射線治療の機器や画像診断の装置にまでは電力を回せないケースが相次ぎ、このうち盛岡市の岩手医科大学附属病院では、6台の発電機を動かしても、病院全体に必要な電力の56%しか確保できなかった。</p>	<p>・患者の治療計画などの見直しを強いられる事態となった。</p>	—	<p>・災害拠点病院が災害応急期に対応できるだけの発電機の備蓄 ・災害拠点病院のある地域の電力優先復旧</p>	NHKニュース 5月24日 10時7分 岩手病院の発電能力不十分に
遺体や行方不明者に関する処置	市民行政	被災者市町村職員	地震発生後2か月～3か月	<p>■遺産相続手続きに伴う被災者の混乱 (背景) ・遺産相続では、亡くなった人の財産や借金を相続するか、放棄するかを、遺族が3か月以内に決めることになっているが、期間内に手続きを行わないと、借金も含めて引き継ぐことになる。</p>	<p>・被災者から相続に関する法律相談が増えている一方で、こうした規定について知らない人も多く、混乱が予測された。</p>	<p>・日弁連は、混乱が続いている被災地で、遺族が来月までに手続きを行うのは困難だとして、期限を来年3月まで延長するよう求める意見書を政府に提出した。</p>	<p>・手続きの簡素化、柔軟運用の検討・要請</p>	NHKニュース 5月27日 4時2分 被災者の相続手続き期限延長を
地域産業の被害及び再建	市民	被災農家	地震発生後2か月～3か月	<p>■被災農地の復旧の遅れ (背景) ・津波による農業被害が最も大きい宮城県では、田んぼと畑全体の11%に当たる1万5000ヘクタール余りが海水に浸かった。このうち名取市には、全国の企業や大学から土壌の塩分を取り除く「除塩」を進めるための支援や技術提供の申し出が複数寄せられていた。</p>	<p>・名取市では、国が決めたやり方以外の方法では効果やコストを判断できないことや、国による被害状況の査定が終わらないうちに除塩を進めようと、補助金の申請が難しくなりかねないとして、支援の申し出に対応できていなかった。 ・企業や大学からの支援の申し出は、ほかの自治体にも寄せられたが、同じように支援の申し出を実行に移せないケースがあった。</p>	—	<p>・国の推奨する手法以外の復旧対策についても、ある程度の補助対象として認定(一方で効果の保証はできない)</p>	NHKニュース 5月27日 19時53分 津波被害農地 復旧具体化せず
二次災害の発生 復興まちづくり	市民	被災者	地震発生後2か月～3か月	<p>■地震後の地形変化による他災害の発生 (背景) ・仙台平野では地震の影響で地盤が沈下し、国が上空から行った調査では海拔0メートル以下の地域が地震の前の5倍余りに拡大していた。</p>	<p>・仙台市若林区や宮城野区では、地震の後の大雨で、道路が冠水して水につかった車が動けなくなる被害が相次いだ。</p>	<p>・国土交通省や気象庁などでは、地震の被災地では雨による浸水や土砂災害、洪水などにこれまで以上に注意するよう呼びかけた。</p>	<p>・復興に伴う嵩上げの実施 ・他災害への危険の周知</p>	NHKニュース 5月30日 18時47分 被災地 雨で浸水の被害相次ぐ

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
二次災害の発生 学校教育、 児童生徒	市民	被災者	地震発生後2か月～3か月	<p>■二次災害による安全の確保 (背景) ・石巻市渡波地区は震災で地盤が78センチ沈下し、満潮になると住宅や道路が水につかる被害が続いていた。</p>	<p>・大潮の満潮の時間が近づくと、道路脇の側溝から水があふれ、住宅や道路などが広い範囲で水につき、登下校時の子どもの安全を確保が心配された。</p>	<p>・宮城県石巻市では、地盤沈下によって浸水の被害が出ている地区の小中学校が、通学路の安全を確保するため、バスで子どもたちの送り迎えを始めた。</p>	<p>・復興に伴う嵩上げの実施 ・他災害への危険の周知</p>	NHKニュース 5月31日 18時52分 石巻 大潮で児童らバスで送迎
食糧・物資の不足及び確保	市民行政	被災者市町村職員	地震発生後2か月～3か月	<p>■自宅避難者への支援物資の配布 (背景) ・石巻市は災害救助法に基づいて、避難所だけでなく、自宅で生活しているもののライフラインが復旧していない被災者にも支援物資を配布していた。</p>	<p>・支援物資を同じ世帯に重複して配布してしまい、物資が全員にいきわたらない恐れがあった。</p>	<p>・支援物資の配布先が重複するのを防ぐことなどを目的に、自宅で生活する被災者への配布を事前に登録した人を対象とするよう変更し、配布を始めた。 ・制度の変更を知らない被災者には、登録を呼びかけた。</p>	<p>・自宅避難者への対応についての事前検討</p>	NHKニュース 6月1日 16時37分 石巻 支援物資配布を登録制に
事業所の営業停止等	市民	被災者	地震発生後2か月～3か月	<p>■路上生活者の増加</p>	<p>・震災の被害を直接は受けなかったものの、働いていた会社の被災や経営悪化のために仕事や住む場所を失って、路上で生活せざるをえなくなった人が、仙台市に出始めていた。 ・震災から3か月近くがたち、一段と路上生活者が増えることが懸念されていた。</p>	—	<p>・震災による住居喪失者への公的住宅への一時的収容等、公的支援の検討</p>	NHKニュース 6月2日 12時35分 勤務先被災で路上生活者増加
食糧・物資の不足及び確保 個々の生活再建 ニーズ対応	市民	被災者	地震発生後2か月～3か月	<p>■被災者の生活の足の確保 (背景) ・東日本大震災の被災地では、自家用車が日常生活や就労上、欠かせないものであり、一世帯に複数台を所持しているケースも少なくなかった。</p>	<p>・震災の被災地では、津波で車が流されるなどしたため、移動手段がなくなって困っている人が多かった。</p>	<p>・「富士重工業」は、宮城、岩手、福島の3県にある系列の販売店で、自社の車に乗っていた被災者を対象に、中古の軽自動車を格安で販売する取り組み(車は被災者に販売されるが、使っている間、ひと月当たり1万円を支払う契約とし、車がいらなくなった場合は販売店が無料で引き取る)を始めた。 ・「カーシェアリング」を仲介している「ブラケット」は、車を失った被災者などが借りる際には会社側が保険料を負担し、さらに、被災者に無料で貸したいと申し出る人も相次いでいるため、費用負担なしに借りられるものも設けた。</p>	<p>・地域の日常生活環境に合わせ、「生活必需品」が何かを判断し、官民連携によって被災者の自助努力を支えるために必要な物資を支援する。</p>	NHKニュース 6月4日 16時45分 車失った被災者を支援の取り組み
被災した市町村の行政機能	行政	市町村職員	地震発生後2か月～3か月	<p>■被災自治体の住民情報の喪失</p>	<p>・東日本大震災では、自治体の役所に電子データや紙で保存されていた戸籍などの住民情報が、津波で流されるなどしたため、住民の安否確認や行政サービスに支障が出るなどの影響が各地で相次いだ。</p>	<p>・総務省は、今後はこうした情報を外部のデータセンターに分散して保管するなどの対策を進める方針を固めた。</p>	<p>・データセンターの分散配置、データバックアップの検討</p>	NHKニュース 6月11日 6時50分 自治体の住民情報分散保管へ
避難所運営 妊婦・乳幼児への対応	市民	女性被災者	地震発生後3か月～4か月	<p>■災害現場における女性への配慮 (背景) ・避難所の運営責任者の多くは男性で占められていた。</p>	<p>・避難所等での女性への配慮等があまりなされていなかったことが問題となっていた。</p>	—	<p>・防災機関や意思決定の場における女性の登用の推進</p>	NHKニュース 6月11日 21時56分 復興推進に女性の視点反映を

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
がれきの撤去	市民行政	被災者市町村職員	地震発生後3か月～4か月	■津波被災後のヘドロの処理	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の被災地の沿岸部では、海の底などにあったヘドロが津波で陸地に打ち上げられて、悪臭などが問題になっていた。 ・ヘドロには有害物質や燃料の油が含まれているおそれがあるほか、混ざった魚などの水産物が腐り悪臭や害虫が発生しているケースもあり、人の健康や環境への影響が懸念された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省は、ヘドロが飛び散ったり腐敗したりしないように、水や消石灰をまくよう自治体に勧めているが、撤去や処理の方法について近く指針をまとめ、自治体に示す方針とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災がれき処理に関する事前検討(環境・健康面への配慮含む) 	NHKニュース 6月12日 4時16分 被災地ヘドロ撤去 指針策定へ
事業所の営業停止等	市民		地震発生後3か月～4か月	■過重労働	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災が発生してから、被災した会社を立て直すために無理な勤務を強いられているといった相談が寄せられる事例があった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・企業への労働者の勤怠管理徹底の周知 	NHKニュース 6月14日 17時18分 ストレス原因の労災 最多に
避難所	市民	避難者	地震発生後3か月～4か月	■避難所での食中毒の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所で、避難している住民など69人が下痢や腹痛などの症状を訴えた。 ・9人から食中毒の原因となるウエルシュ菌が検出され、この日、夕食として出された炊き出しの鶏肉料理からも同じ菌が検出された。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における食事の提供の仕方の改善、食中毒防止についての注意喚起の徹底 	NHKニュース 6月15日 8時7分 避難所で食中毒 69人が症状
生活再建支援	市民	震災孤児	地震発生後3か月～4か月	■被災した両親の保険金を子供に支払う場合の後見人等の法的手続きの必要	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災で両親が死亡したり、行方不明になったりしている子どもに対して、親が加入していた生命保険の保険金を支払う場合には、財産の管理を手伝う後見人の選定といった法的な手続きが必要で、保険金の支払いまでに時間がかかることも予想された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険各社で作る生命保険協会は、被災地の自治体や弁護士会などに呼びかけて、後見人をどのように選定するかなどの詳細を詰めたうえで、支援の組織作りを進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きの簡素化、法令運用の柔軟対応 	NHKニュース 6月17日 21時20分 孤児への保険金支払いで協力
被災した市町村の行政機能 事業所の営業停止等	市民行政		地震発生後3か月～4か月	■震災後の過労死・自殺の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に関連する過労死や過労自殺とみられるケースは全国でおよそ10件に上り、震災の対応で長時間労働をしていた企業の課長が突然死したり、被災地に応援で派遣された公務員がうつ病になって自殺したりしたケースもあった 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士のグループが全国で電話相談を受け付けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業への労働者の勤怠管理徹底の周知 ・他自治体への応援職員の派遣要請・対応職員の心のケア等の実施 	NHKニュース 6月18日 12時21分 震災後の過労死など 電話相談

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	生活保護受給者	地震発生後3か月～4か月	<p>■義援金受け取りによる生活保護の打ち切り(背景)</p> <p>・厚生労働省は、生活保護を受けている世帯が受け取った震災の義援金や原発事故の仮払い補償金が、自立のための経費を上回った場合は収入と見なすとしていた。</p>	<p>・生活保護を受けていた世帯が、震災の義援金などを受け取ったことを理由に生活保護を打ち切られる例が福島県内で相次いだ。</p>	<p>・福島県は、義援金のうち国や県を通じて支給される最大で40万円の「第1次義援金」は、すべて自立のための経費として収入と見なさないことを決めた。</p> <p>・生活保護を打ち切ったケースにも、さかのぼって適用するかどうかは、それぞれの市の判断に任せることとした。</p>	<p>・法令運用の柔軟対応</p>	<p>NHKニュース 6月21日 22時40分 福島県 第1次義援金は収入とせず</p>
通信・情報	行政	市町村職員	地震発生後3か月～4か月	<p>■初期の情報空白による自治体対応の混乱</p>	<p>・東京電力福島第一原子力発電所などで事故が起きた直後、住民への避難指示が相次いで出されたが、対象となった10の市町村のうち6つの自治体には、国や福島県から全く情報が伝わっていなかった</p> <p>・国や東京電力などからの情報が全くなかったため、住民への避難の呼びかけや避難先の確保などが遅れ、混乱が生じた</p>	—	<p>・多様な連絡手段の確保</p>	<p>NHKニュース 6月22日 17時59分 避難指示 6自治体に伝わらず</p>
治安維持・被災地での問題行為	市民		地震発生後3か月～4か月	<p>■誤情報や誇張情報によるトラブルの増加</p>	<p>・「震災の復興事業で将来が有望な会社だ」などと、未公開株の購入を持ちかけられ、トラブルとなるケースが相次いだ。</p>	<p>・国民生活センターが注意を呼びかけた。</p>	<p>・悪質な事例のHP等への掲載と注意喚起等積極的広報</p>	<p>NHKニュース 6月23日 17時45分 震災乗じた未公開株勧誘 注意を</p>
治安維持・被災地での問題行為	市民		地震発生後3か月～4か月	<p>■詐欺の増加</p>	<p>・「震災の被災者支援になる」などと有料老人ホームへの投資話を持ちかけ、現金を振り込ませて返金に応じないなどのトラブルが相次ぐ事例が生じた。</p>	<p>・消費者庁は、法律に基づいて会社名を公表し、これらの会社の勧誘に応じないよう注意を呼びかけた。</p>	<p>・悪質な事例のHP等への掲載と注意喚起等積極的広報</p>	<p>NHKニュース 6月24日 18時38分 投資話でトラブル 会社名公表</p>
治安維持・被災地での問題行為	行政		地震発生後3か月～4か月	<p>■他国の領海への無断侵入</p>	<p>・中国の海洋調査船が、23日、宮城県沖の排他的経済水域で日本の同意を得ずに調査を行っていた。</p>	<p>・政府が中国政府に対し、外交ルートを通じて抗議した。</p>	<p>・国内の災害対応について、国内メディア向けだけでなく、海外メディア向けにも積極的に周知することで、政府として被災地に対応している姿勢をアピール</p>	<p>NHKニュース 6月24日 16時4分 中国船の宮城県沖調査に抗議</p>
個々の生活再建ニーズ対応	市民	被災者	地震発生後3か月～4か月	<p>■被災地の弁護士の需要の増加(背景)</p> <p>・東北地方の沿岸部には弁護士がいない市町村も少なくなかった。</p>	<p>・東日本大震災の被災地では、土地の境界線や相続を巡る争いなど法的な対応が必要なトラブルが増えていた。</p>	<p>・被災者の法的な相談にきめ細かく対応しようと、「日本司法支援センター」は、南三陸町など宮城県内の3か所の被災地に、弁護士が常駐する事務所を開設することとした。</p>	<p>・日弁連等への弁護士派遣の要請</p>	<p>NHKニュース 6月30日 4時53分 被災地に弁護士常駐の事務所</p>

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
医療活動	市民 被災者	地震発生後3か月～4か月	■震災による心不全患者の増加	<ul style="list-style-type: none"> 震災による精神的なショックや避難所や仮設住宅での不自由な生活が原因とみられる心不全の患者が増加した。 東北大学病院では、地震や津波で精神的ショックを受けたことや、避難所や仮設住宅でプライバシーや睡眠が十分に確保できなかったことなどで、被災者が強いストレスを感じたことが原因の1つだとしている。また、避難所などで塩分の多い食事を取ったことや、運動不足になったことも影響しているとみている。 	<ul style="list-style-type: none"> 東北大学病院では、心臓病の発症を避けるため塩分の取りすぎに注意し、適度な運動や十分に水分を補給するよう被災者に呼びかけた。 	<ul style="list-style-type: none"> 予防への積極的広報の実施 	NHKニュース 6月29日 5時7分 震災後 心不全の患者3倍超
治安維持・被災地での問題行為	市民 被災者	地震発生後3か月～4か月	■空き巣等の犯罪の増加	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所の事故で「緊急時避難準備区域」に指定されている福島県広野町で、避難した住民の住宅に入り込み、現金や貴金属などおよそ80万円分を盗んだなどとして、警察は少年を含む男5人を逮捕した。 被災地で20件以上の空き巣を繰り返していたとみられている。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 警察や自治会による定期的パトロールの実施 立入禁止区域への防犯カメラ等の設置 	NHKニュース 7月2日 13時12分 被災地で空き巣の疑い 5人逮捕
がれきの撤去	行政 市町村職員	地震発生後3か月～4か月	<ul style="list-style-type: none"> ■がれき処理の遅れ(背景) 被災地では、各市町村が、地震や津波で壊れたり流されたりした住宅などのがれきの処理を進めているが、これまでは運搬や処分などを行う業者に委託する場合、その業者がほかの業者に再び委託することは責任があいまいになるおそれがあるとして禁止されていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村では、作業の内容ごとに業者と個々に契約を結ぶ必要があり、市町村からは、膨大ながれきを処理するうえで契約の事務作業の負担が大きく、改善してほしいという声が上がっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災で出たがれきについて、政府は各市町村が行っている処理作業を迅速に行うため、これまでは禁止されていた、市町村から処理業務の委託を受けた業者が、ほかの業者に再委託するのを認めることとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令の柔軟対応の要請 	NHKニュース 7月6日 4時37分 震災がれき処理 再委託認める
治安維持・被災地での問題行為	市民	地震発生後4か月～5か月	■ATMを狙った窃盗の増加	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県石巻市で、津波で大きな被害を受けたコンビニエンスストアのATM＝現金自動預払機からおおよそ1300万円を盗んだとして、19歳から18歳の少年5人が警察に逮捕された。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 警察や自治会による定期的パトロールの実施 立入禁止区域への防犯カメラ等の設置 	NHKニュース 7月13日 20時49分 被災地ATMから盗み 少年逮捕
がれきの撤去	市民 被災者	地震発生後4か月～5か月	■大量のハエの発生	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の被災地では、津波で被害を受けた水産加工会社に保管されていた魚が流れ出て腐敗するなどして大量のハエが発生しており、感染症のおそれなど衛生面の問題が指摘されていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊による殺虫剤散布を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 震災がれき処理に関する事前検討(環境・健康面への配慮含む) 	NHKニュース 7月15日 6時7分 自衛隊 ハエ一斉駆除へ臨時部隊

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
事業所の営業停止等	市民		地震発生後4か月～5か月	■企業の被災	・東日本大震災で大きな被害を受けた岩手・宮城・福島各県の沿岸部などで、企業の4割近くが震災後、連絡がとれないなど、事業の実情が分からなくなっていた。	—	・企業の被害状況を把握するため、企業の建物等の調査、連絡が取れない場合は近隣の企業や同業者等のルートからの調査（緊急雇用等で調査）	NHKニュース 7月17日 17時57分 被災地企業の4割連絡とれず
事業所の営業停止等	市民	被災農家	地震発生後4か月～5か月	■被災農家に対する注意事項の周知徹底不足	・肉牛に与えていた稲わらから放射性セシウムが検出されている問題で、国は原発事故のあとに屋外に置かれていた餌を与えないよう通知したが、肉牛を出荷していた福島県内の農家のほとんどがこの通知を知らない状態であった。	・肉牛の全島検査体制の整備、出火禁止になった場合の買い上げの検討	・各農家への説明会の実施、農協等との連携による周知の徹底	NHKニュース 7月17日 17時57分 被災地企業の4割連絡とれず NHKニュース 7月18日 16時16分 復興相 全頭検査体制整備急ぐ
通信・情報	市民		地震発生後4か月～5か月	■携帯電話が繋がらない(背景) ・東日本大震災の発生直後、被災地にいる人たちの安否確認や、帰宅が困難になった人たちが家族と連絡するために携帯電話の利用が集中したことから、携帯各社が通信規制を行い、東北や関東などではつながりにくい状態が続いた。	・災害時に携帯電話が役に立たないのは問題だ等、指摘がなされた。	・総務省は、少しでも通話ができるよう、通話の品質を落とす代わりに通話の回線を増やすことや、交換機を強化することを目指すほか、1回当たりの通話時間を短時間に制限して、それを超えると自動的に切断し、ほかの人が話せるようにする仕組みの導入を検討することとした。	※携帯電話事業者による、通信回線の確保のための措置であり必要であるため、平常時から、災害時には通信規制がされる点を周知し理解を促進	NHKニュース 7月26日 0時15分 災害時の携帯 通話時間制限も
ボランティア	市民	ボランティア	地震発生後4か月～5か月	■ボランティア活動中の熱中症の発生	・屋外でがれきの撤去作業などをしていたボランティアが熱中症とみられる症状を訴えるケースが生じた。	・熱中症を防ぐため、センターはボランティアにスポーツドリンクを渡して水分補給や休憩を取るよう呼びかけているほか、今後は看護師が作業現場を見回る回数を増やすことを検討した。	・各ボランティア団体やボランティアセンターを通じた熱中症予防への対策のお願いと周知徹底	NHKニュース 7月28日 5時47分 ボランティアも熱中症に注意を
仮設住宅	行政	市町村職員	地震発生後4か月～5か月	■仮設住宅の集会所の利用状況	・仮設住宅の団地が75か所建設され、各団地には集会所が設置されているが、ほとんど使われたことがなかった。 ・高齢者の孤立対策に有効に使えないかという声が上がっていた。	・集会所を利用して高齢者どうしの交流を深めてもらおうと、民間の介護事業者が健康教室を開催した。	・各団地への集会所の有効利用の推進、ボランティア等への活用の呼びかけ	NHKニュース 7月28日 5時47分 ボランティアも熱中症に注意を
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後4か月～5か月	■義援金の対象範囲(背景) ・義援金は、震災の日に住民登録をしていた世帯数を基に各自治体に振り分けられている。	・福島県の一部の自治体では、震災後に生まれた子どもを支給の対象にしていないことが分かり、対象にした自治体と対応が分かれたことに疑問の声が上がった。	—	・義援金配分における運用の柔軟対応	NHKニュース 7月30日 6時55分 義援金 震災後出生は対象外

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
学校教育、児童生徒	市民	学校関係者	地震発生後4か月～5か月	■学校の閉校	・宮城県気仙沼市にある気仙沼女子高校が、震災の影響で今後の生徒数の確保が難しいとして、新年度の新入生の募集をやめ、閉校することになった。	—	※児童数の減少等の社会情勢もあるため、学校の存続が困難と運営主体が判断した場合は、市町村や県等で在校生や入学予定者の転入手続き等について支援	NHKニュース 8月5日 5時8分 宮城震災で高校が初の閉校へ
避難行動	市民	施設管理者	地震発生後4か月～5か月	■避難対応不十分による犠牲者の発生	・宮城県石巻市で、津波に巻き込まれた幼稚園のバスに乗っていて亡くなった園児の遺族が、園児が高台にある幼稚園にとどまっていれば被害に遭うことはなかったとして、幼稚園や当時の園長に対し、合わせて2億6000万円余りの損害賠償を求める訴えを仙台地方裁判所に起こした。	—	・保育所・幼稚園、学校、介護施設等施設の避難行動・防災計画の策定	NHKニュース 8月10日 12時29分 津波で犠牲 園児の遺族が提訴
仮設住宅	市民	被災者	地震発生後4か月～5か月	■子供の遊び場の確保	・岩手県内では、沿岸部を中心に62か所の公園が津波で流されたり、地震で壊れたりして使えなくなった。	・岩手県は、仮設住宅がある20か所に、小規模な公園を整備することにした。	・避難所や仮設住宅、復興公営住宅等の確保にあたり、可能な限り、コミュニティの場や癒し・憩いの場等を確保	NHKニュース 8月11日 6時49分 岩手県 仮設住宅に公園整備へ
がれきの撤去	市民	被災者	地震発生後5か月～6か月	■有害物質の検出	・東日本大震災の被災地で、海底に堆積していたヒ素が津波で陸地に巻き上げられたり、車のバッテリーから鉛が流出したりしたことが原因の有害物質が基準値を超える調査結果が提出された。	—	・震災がれき処理に関する事前検討(環境・健康面への配慮含む)	NHKニュース 8月20日 11時8分 被災地で有害物質が基準値超え
地域産業の被害及び再建	市民	被災企業	地震発生後5か月～6か月	■被災による収益の落ち込み	・岩手県沿岸を走る第3セクターの三陸鉄道は、震災で駅舎やレールなどが大きな被害を受けたため、現在運行している区間は全体の3分の1にとどまり、収益は震災前のおよそ4分の1にまで落ち込んだ。	・三陸鉄道は、収益の確保に少しでも役立つようと、車両に企業の広告を貼ったヘッドマークを付けることになり、東京や大阪など各地から応募が相次いだ。	・被災地外にも取り組みをアピールし、支援を確保するために情報提供を実施	NHKニュース 8月23日 7時23分 三陸鉄道が企業の広告を募集
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後5か月～6か月	■被災者へ支払われる義援金等の差し押さえの可能性	・金融機関から借金がある場合に、被災者が義援金や支援金を差し押さえられ、生活再建に支障が出る恐れがあった。	・差し押さえを禁止するための立法措置を図った。	・義援金等の差し押さえを防止するとともに、借金等の負担が大きい被災者の相談窓口等を設置し対応を検討	NHKニュース 8月23日 16時20分 義援金差し押さえ禁止法 成立
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後5か月～6か月	■所得税の還付(背景) ・東日本大震災で住宅などに被害を受けた場合、震災特例法で所得税の還付を受けることができる。	・岩手、宮城、福島の前3県で住宅が全半壊したとみられる世帯の80%近くに当たる20万世帯が還付の手続きさえしていないことが分かった。	・国税当局は、利用の呼びかけを強めることとし、税務署に電話相談を受け付けるようにした。	・制度の積極的広報の実施	NHKニュース 9月7日 4時0分 被災世帯の8割 特例還付受けず

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
がれきの撤去	市民 行政	被災者 市町村 職員	地震発生後5か月～6か月	<p>■被災地の河川でのダイオキシンの検出 (背景) ・東日本大震災では、地震の強い揺れや津波で多くの工場などが壊れ、有害物質が漏れ出した懸念があった</p>	<p>・東日本大震災の被災地のうち、宮城、福島、茨城の3つの県の河川・地下水など7つの地点で、基準値を超えるダイオキシンが検出された。</p>	—	<p>・水質調査の継続実施、取水制限の実施</p>	NHKニュース 9月7日 4時0分 被災河川で基準超すダイオキシン
医療活動	市民	被災者	地震発生後5か月～6か月	<p>■被災者への薬の処方 (背景) ・保険が適用されてから1年以内の薬は、患者によっては副作用が出る可能性も否定できないことなどから、1回の診察で処方できる日数が14日間分に制限されている。</p>	<p>・東日本大震災の被災地では、仮設住宅に入居している人や、長期的な治療を受けていた医療機関に被害が出た人から、これまでより通院に時間がかかるため、薬の処方日数を増やしてほしいという声が上がった。</p>	<p>・厚生労働省は、保険が適用されてから1年以内の薬の処方日数について、14日間分という上限を撤廃する措置を取ることを決めた。</p>	<p>・法令運用の柔軟対応</p>	NHKニュース 9月7日 19時6分 被災地 薬処方日数上限を撤廃
復興まちづくり	行政	市町村 職員	地震発生後5か月～6か月	<p>■建築行為が制限されている区域での住宅再建</p>	<p>・自治体の多くが今も復興計画を定められないなか、津波で大きな被害を受けた地区で住民が自宅を修復して戻る動きが宮城県内で広がった。</p>	—	<p>・迅速な復興計画提示のために、事前に復興方針案を検討</p>	NHKニュース 9月9日 20時31分 宮城“移転”区域で住宅修復
仮設住宅	市民 行政	被災者 市町村 職員	地震発生後5か月～6か月	<p>■仮設住宅の申請漏れの発生 (背景) ・宮城県石巻市は、震災から3か月余りが過ぎた6月25日に仮設住宅の申し込みを締め切った。</p>	<p>・応募を締め切るにあたって、石巻市は避難所に文書を配ったりしたが、親戚などの家に避難した人や、壊れた自宅に戻った人への周知が十分でなかったため、仮設住宅への入居を希望しながら申し込みをしていない被災者が200世帯以上に上っていた。</p>	—	<p>・支援・制度についての積極的広報の実施</p>	NHKニュース 9月11日 12時1分 200世帯 仮設住宅申請できず
人的・物的被害の集約 個々の生活再建 ニーズ対応 生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生後1か月～2か月程度	<p>■車の損害に対する補償 (背景) ・車両保険契約者のうち、地震などによる損害を保証する特約の加入者は1%未満にとどまっている。 ・特約の存在すら知らない自動車ユーザーが多く、制度上の問題点を指摘する声もある。</p>	<p>・東日本大震災で被害を受けた自動車の大半に、損害保険が支払われない見通しとなっていた。</p>	—	<p>・事前の車保有者への災害時補償の周知</p>	読売新聞 2011/4/13 車損害 大半は補償なし 損保特約加入1%未満
治安維持・被災地での問題行為	市民		地震発生後1か月～2か月程度	<p>■住宅建材の価格高騰</p>	<p>・東日本大震災の復旧・復興に必要な合板や断熱材などの住宅建材について、買い占めや価格高騰の声が上がっていた。 ・また、資材不足が深刻化し、全国の一般住宅建設にも広がりつつあった。</p>	<p>・政府は、被災地での監視を強化するほか、資材の生産・販売会社を対象に、1973年に施行された買い占め防止法の適用や、国が標準価格を設定したうえで販売価格の引き下げを求める国民生活安定緊急措置法の適用を検討することとした。</p>	<p>・行政による監視強化と違反業者への取り締まりの徹底</p>	読売新聞 2011/4/14 住宅建材の取引監視 政府強化 高騰・買い占め防止へ

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
事業所の営業停止等	市民	企業	地震発生後1か月～2か月程度	<p>■足りなくなった部品の業界内での争奪 (背景) ・東日本大震災による生産設備の被災で、エンジンやブレーキに欠かせない部品の深刻な不足が見込まれていた。</p>	<p>・生産設備の被災で足りなくなる半導体などの部品を奪い合う事態が想定された。</p>	<p>・大手自動車メーカーが、部品の争奪戦を避けるため、部品を分け合って購入する等自主的な購入ルールの策定に乗り出した。</p>	<p>・部品の不足等が見込まれる場合の、関係企業等で連携した確保ルールの検討</p>	<p>読売新聞 2011/4/14 車の部品 購入ルール 半導体など不足で業界策定、公取も容認へ</p>
事業所の営業停止等	市民	被災者	地震発生後1か月～2か月程度	<p>■失業者の増加</p>	<p>・東日本大震災では、津波で被災した事業所が損壊するなどして失業者が増えていた。</p>	<p>・宮城県は、東日本大震災で被災した失業者ら1,000人を、県や市町村の臨時職員として雇用することとした。 ・雇用する臨時職員の仕事としては、①避難所で高齢者の見守りをする②被災地域のパトロールをする③がれきの仕分けや被災者の自宅の片づけをする などが想定されている。</p>	<p>・雇用促進事業の創出</p>	<p>読売新聞 2011/4/19 被災失業者1000人臨時職員に 宮城県</p>
がれきの撤去	市民 防災機関	被災者 消防	地震発生後1か月～2か月程度	<p>■個人のがれき処理による火災発生の懸念 (背景) ・東日本大震災の津波で壊滅的被害を受けた岩手県陸前高田市では、震災から1か月余りがたっても市内の9割で断水が続いていた。</p>	<p>・断水が続く中、個人でがれきや残材を燃やしたことが原因の火災が増え、鎮火に手間取るケースが相次いでおり、関係者は「いつか大火事になりかねない」と不安を募らせていた。</p>	<p>—</p>	<p>・行政による民間委託等を含めた早期のがれき処理の実施 ・個人でのがれき処理の際のルール作りと周知</p>	<p>読売新聞 2011/4/20 がれき焼却で火災増 断水続き消火に苦労</p>
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民 企業	被災者 損害保険会社	地震発生後1か月～2か月程度	<p>■多額の保険金支払いの発生</p>	<p>・東日本大震災の保険金支払いが損害保険会社の財務を圧迫する中、再び大規模な地震が発生する恐れもあるとされていた。</p>	<p>・政府は、地震保険の支払いのうち、国は負担する割合を拡大し、円滑に保険金を支払うことができる体制を整えることとした。</p>	<p>・被害想定等を踏まえ、支払い可能な保険金額の把握と、国による負担割合の再検討</p>	<p>読売新聞 2011/4/23 地震保険、国の負担拡大へ</p>
遺体や行方不明者に関する処置	市民 防災機関	被災者 警察	地震発生後1か月～2か月程度	<p>■行方不明者の身元特定</p>	<p>・宮城県警は遺体の身元を割り出すために、体の特徴や所持品を調べ、DNA鑑定などを行っているが、依然として1,200体の身元が不明のままであった。</p>	<p>・宮城県警は、東日本大震災により亡くなった人の身元不明遺体の着衣を洗濯し、乾燥した着衣をビニール袋に入れて保管し、着衣の画像を身長、髪の色、おおよその年代など遺体の特徴とともに公開することで、身元特定につなげることとした。</p>	<p>・遺体の特徴や服装等を一覧化して避難所等で共有する等、多数の遺体のデータベース化を早急に行う体制を確保</p>	<p>読売新聞 2011/4/26 身元不明遺体の着衣1000人分洗濯</p>
事業所の営業停止等	企業		地震発生後1か月～2か月程度	<p>■震災の影響による企業サプライチェーンへの影響</p>	<p>・トヨタ自動車は、東日本大震災で部品メーカーが被災し、同じ部品を使っていた世界中の工場が生産停止に追い込まれた。</p>	<p>・部品や素材の調達体制を大幅に見直し、国内は発注先を分散化、海外は現地調達率を引き上げ、部品生産が特定地域に集中することを解消するなど、天災が起きても操業を続けられる体制とする。</p>	<p>・部品の不足等が見込まれる場合の、関係企業等で連携した確保ルールの検討</p>	<p>読売新聞 2011/4/27 トヨタ、部品調達を分散 集中解消、海外は現地強化</p>
医療活動	市民	被災者 医療関係者	地震発生後1か月～2か月程度	<p>■医療情報の取り扱い</p>	<p>・東日本大震災の医療活動で病院や避難所を転々とする被災者が続出し、病院や高齢者施設が患者らの転院先や死亡情報を把握できなかったり、病状が引き継がれないまま患者が死亡したりした。</p>	<p>・厚生労働省は、患者情報の伝達を徹底するように自治体に通知した。</p>	<p>・広域避難時を想定した医療情報管理のマニュアルの作成と実施の徹底</p>	<p>読売新聞 2011/4/27 被災地医療 重い課題</p>

【地震発生1か月後～半年後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典	
学校教育、児童生徒	市民	被災者教育関係者	地震発生後1か月～2か月程度	■被災地の教員不足	・東日本大震災で教員も被災したほか、校舎分散や児童生徒の心のケアなどに対応する人員が必要なため、宮城県教育委員会が県内の公立小中高校で計270人以上の教員が足りないとして、文部科学省に増員要求を行った。	・東京都教育委員会はこれを受け、希望する教員の中から約70人を選抜、翌年3月まで宮城県に派遣することを発表した。	・他県への教員派遣要請 ・OB教員の活用	読売新聞 2011/4/28 「先生増やして」宮城悲鳴 校舎分散……不足270人以上
被災した市町村の行政機能	行政	市町村職員	地震発生後1か月～2か月程度	■自治体の超過勤務手当の減額支給(背景) ・宮城県名取市は、東日本大震災の対応にあたった市職員の3月分の超過勤務手当の総額が約1億6000万円に上っていた。	・名取市は、震災対応に係る残業代をほぼ半減して支給していたことがわかり、割増賃金の支払いを定めた労働基準法に違反していた。 ・名取市が行った減額に対しては、職員労働組合が反発していた。	・宮城県は超過勤務手当の減額について名取市に是正を求め、市は5月分の給与に上乗せして支払うこととした。	・労働局による監視の徹底、相談窓口の設置	読売新聞 2011/4/28 震災対応の残業代 名取市が半額支給 宮城県が是正要求
事業所の営業停止等	企業		地震発生後1か月～2か月程度	■震災の影響による企業の損失の発生	・東日本大震災の影響で、被災した工場の修復費がかさみ、部品調達難で製品を作れず、売上高や利益が減るなど、大手企業の2011年3月期決算での損失が相次いだ。	—	・災害時に損失が発生することは必須であるため、その損失に耐え切れない中小企業等を一時的に支援できるよう、積極的な情報提供や、金融機関への支援要請を実施	読売新聞 2011/4/29 「震災決算」損失相次ぐ 工場修復費住金620億、新日鉄237億
事業所の営業停止等	市民		地震発生後1か月～2か月程度	■震災の影響による非正規社員の雇い止め	・東日本大震災に伴う部品調達難で工場の稼働率が低下しているため、ホンダは埼玉製作所の期間従業員600人に対し、契約を更新しない「雇い止め」を行うことを明らかにしており、こうした動きは今後他社にも広がる可能性があった。	—	・雇い止めに遭った社員への相談窓口の設置	読売新聞 2011/4/29 ホンダ期間工600人削減へ
避難所	市民	避難者	地震発生後1か月～2か月程度	■避難所におけるテント生活の限界(背景) ・避難の長期化に伴って問題の多い車中泊を避け、少しでもプライバシーを確保しようとテントで暮らす避難住民が増えていた。	・テント生活者同士で連帯し、支えあっているが、強風でテントが飛ばされたり雨の翌日は床から水が染み出るなど、窮屈な避難生活は限界に近づいていた。	—	・早期仮設住宅の建設、災害時公営住宅等の提供	読売新聞 2011/4/30 プライバシーは確保でも不便 テント生活「限界」
仮設住宅	市民	避難者	地震発生後1か月～	■応急仮設住宅の居住環境	・応急仮設住宅の居住環境の問題点として「隣家の騒音」を上げる人が多く、つぎに「すきま風」、さらに「敷地の水はけ」をあげる人が多く、ほぼ半数の世帯で以上の問題点が指摘された。 ・また、「仕事に不便」(23世帯)、「買物に不便」(15世帯)、「通院通学に不便」(13世帯)と立地上の問題を訴える声も多かった。 ・応急仮設住宅の規模上の問題点として「家財道具等の保管場所がない」という回答も多かった。	—	・災害応急仮設住宅の設置時の工夫・検討	内閣府 北海道南西沖地震教訓情報資料集